

## 常任観光建設委員会要点記録

○開会日時 令和4年9月15日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐藤	周君	2 番	仲田	佳正君
3 番	四宮	和彦君	4 番	鳥居	康子君
5 番	大川	勝弘君	6 番	浅田	良弘君

○出席議員 4名

議員	石島	茂雄君	議員	重岡	秀子君
”	青木	敬博君	”	井戸	清司君

○説明のため出席した者 13名

副市長	中村	一人君
観光経済部長	西川	豪紀君
観光経済部観光課長	草嶋	耕平君
同産業課長	稲葉	信洋君
同公営競技事務所長	福西	淳君
同政策推進担当課長	池谷	伸弘君
建設部長	石井	裕介君
建設部次長兼建設課長	高田	郁雄君
同建築住宅課長	杉山	英仁君
同都市計画課長	勝亦	俊介君
上下水道部長	鈴木	正治君
上下水道部下水道課長	小澤	剛君
同水道課長	山田	昌弘君

○出席議会事務局職員 2名

局長補佐	森田	洋一	主事	野田	昌伸
------	----	----	----	----	----

○会議に付した事件

- 1 市議第19号 令和4年度伊東市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算(第5号)歳出所管部分
- 3 市認第6号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算
- 4 市認第13号 令和3年度伊東市下水道事業会計決算

- 5 市議第17号 令和3年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
市認第14号 令和3年度伊東市水道事業会計決算
- 6 市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分

---

○会議の経過概要

○委員長（鳥居康子君）開会する。

---

○委員長（鳥居康子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たっては、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力をお願いする。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第1、市議第19号 令和4年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）事項別明細書の8ページのところであるが、繰出金のところについて、一般会計への繰出金が1億円ということになっている。昨日、議場で井戸議員からの質疑もあったが、もう少し詳細に説明を願いたいと思うので何う。

まず、自転車競技法で競輪事業収益を指定市町村の財源とすることができると規定されているが、この収益の用途について言うと、「社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」割と抽象的というか、ざっくりとした例示にとどまっていて、詳細に特にこれに使いなさいということが規定されているようには見えない。そうすると、解釈によっては、指定市町村が公共の目的で行う事業であれば、大概の事業の財源に使えるという解釈になるのかという気がする。そこで、まず収益の用途についての制約とかは特にないか何う。

○副市長（中村一人君）今、議員が紹介された自転車競技法第22条の条文に照らし合わせると、特にこれ以外に使ってはだめだという規定はないとは理解している。

○3番（四宮和彦君）例えば、これまでの例で言うと、学校教育機器だとか設備の整備費の財源にするという形で、割と明確な分かりやすい形で、この事業の財源としますという形で指定さ

れてきていたかと思う。ただ、今回の補正のように、文化施設整備基金に積み立てるという場合、確かに基金への積立てということも市町村が行う事業といえど事業なのかもしれないが、現段階では、漠然と新図書館とか文化ホール建設の資金になるのか程度のことで、いまだ具体的な使途や予算というのが明確化されている段階にはない。こういった基金積立て事業というのも、自転車競技法の定める市町村が行う事業の財源に該当すると考えるのか。その辺はいかがか。

○副市長（中村一人君）財源に積み立ててはならないという規定がない以上は、できるものとは理解している。委員、今お話しされたように、今後の図書館、文化ホールに向けての積立てはまさにそのとおりで、本会議場で財政課長が説明したとおり、今着々と進んでいる図書館建設において、かなり資材の高騰が見込まれるということで、一般財源がかなり厳しくなるという予想がされている中で、今回の繰出金は図書館建設に充てていきたいと考えた。今回の補正予算において、図書館側の歳出の部分がないので、充当するに当たって、取りあえずここで基金に一旦積むことを考えている。今後の補正予算の中で、またそれを取り崩して、図書館建設の費用に充てる可能性もあるし、翌年度以降の事業に取り崩して充てていく。そういうことも想定して、取りあえず一旦は基金に積ませていただきたいと考えている。

○3番（四宮和彦君）これで最後にするが、副市長が今おっしゃるように、特に基金に積み立ててはだめだという規定もないからという話があったが、そうだとすると、文化施設整備基金はある程度使途が明確になってくる。例えば、競輪からの繰出しを財政調整基金に積み立てるとか減債基金に積み立てることも制度上可能なのか。

○副市長（中村一人君）その他住民の福祉の増進を図るための施策というくくりがあるので、制度上は可能かと思っている。ただ、我々の考え方としては、その使い道がある程度明らかになる使い方をしたほうが競輪事業にとってもいいし、市民にとってもより分かりやすい予算の使われ方になるのかとは思っている。特に財政調整基金にとすることは今後もない。

ただ、例えばの話であるが、社会福祉の増進という名目があるので、福祉基金に積んで、現状、「はじめよう I T O 新生活応援事業」において補助金を毎年出しているが、それも現状、福祉基金に2億円以上の寄附があったことを原資にその事業をやっている。この原資がなくなった後に、例えば、競輪事業の財源を福祉基金に一旦積んで、それを毎年取り崩すことも考え方としてはあるのかと思っている。ある程度使われ方が明確になるということであれば、こういった基金に積むことも今後も十分考えられるかと考えている。

○6番（浅田良弘君）開催費であるが、報償費、賞金は分かるが、出場手当、日当を新たに補正で入れることは、予算立てのところである程度試算が若干ずれてしまったのか。それとも新たにまたレースを増やすのか。なぜ今回補正で出場手当、日当等を計上したのか。

○**公営競技事務所長**（福西 淳君）今回、報償費を増額した経緯であるが、全輪競が施行者の代表となって、日本競輪選手会と交渉の上で賞金を決めている。競輪界の売上げが伸びている場合には協議をして賞金を見直すこともある。令和2年度約7,500億円の売上げの中、令和3年度は9,600億円、約28.6%増という形で売上げも急増している。そういう中で、中央の関係団体の中の賞金交渉の中で、今回、賞金がGⅢが15%増、FⅠ、FⅡが11%増、出場手当が4,000円増、日当が1,000円増、夏季手当においても経費が増額となった。これが合意したのが令和4年3月31日である。年度ぎりぎりまで交渉が難航していたこともあり、今回、9月に補正をした。

○**6番**（浅田良弘君）分かった。競輪事業が好調であればあるほど、ここら辺の賞金が上乘せしてしまうということで理解した。

○**委員長**（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第19号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（鳥居康子君）日程第2、市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第5号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第7款観光商工費について質疑を行う。事項別明細書は17ページ及び18ページになる。発言を許す。

○**3番**（四宮和彦君）18ページであるが、ジオパーク推進事業の2,500万円、工事請負費となっている。この中で城ヶ崎海岸遊歩道整備工事請負費ということであるが、議場での説明は、経年劣化が激しいウッドチップ舗装の修復といった旨の説明であったかと思う。私も記憶が定かでないところが多少あるが、昨年であったか、環境審議会の場において、委員の方から、城ヶ崎海岸のピクニカルコースや自然研究路が、大分前になってしまうが、2018年の台風被害、その後、毎年のように何回か台風が来ているからだと思うが、相当なダメージを受けて

以降、十分な改修がされていないままになってしまっている箇所がかなりあって、自然歴史案内人会とかでコース案内ができないでいる。何とかしてもらえないのかという意見が環境審議会が出たということを経験している。

その辺が現在どういう状況になっているのかが分からないが、かなり長期間にわたって遊歩道だとかコース自体が荒れた状態になっていたのではないのかということがうかがわれる。単に経年劣化の問題だけなのか、遊歩道の点検とか整備とかというのはちゃんと定期的に行われているのかどうか。その辺はいかがか。

- 観光課長**（草嶋耕平君）委員指摘の過去の台風などの被害で遊歩道が破損したりというのは実際にあった。主にピクニカルコースと自然研究路と2種類あるが、主に台風の被害を受けたのが自然研究路のほうになる。その被害については、遊歩道は年間を通して楽しんでいる方がいるので、台風の後には倒木とか遊歩道沿いののり面が崩れたとか、そういうところは、多少時間もかかったが、修復をした。

今回の補正予算については、ピクニカルコースのほうになり、自然研究路とは違い、しっかりとウッドチップ舗装をしたコースになるが、ウッドチップ舗装は、時間がたつと崩れてきたり陥没したり、そういうところが多く見受けられるようになり、地元の住民の方とか関連団体の皆様からも、早急に修復してほしいという要望もあって、今回、補正予算で整備させていただいた状況である。

- 3番**（四宮和彦君）城ヶ崎海岸の場合、景観が形成されているのと引換えに、自然林に覆われている場所では倒木が起きたり、目の前は断崖絶壁という危険な場所がある。そうすると、悪天候の後の安全点検とか整備や工事は必ずと言っていいほど必要になってくる場所だと思う。現在の城ヶ崎海岸の遊歩道とか、自然研究路を含めて、自然歴史案内人会であったり、観光客が入ってくる場所については、整備に関して管理体制はどのような形で行っているのか。

- 観光課長**（草嶋耕平君）城ヶ崎海岸の遊歩道の日常的な維持管理体制については、城ヶ崎海岸維持管理事業の中で年間を通してシルバー人材センターに委託し、シルバー人材センターの方が隅から隅まで歩いて点検している。そのときに倒木の箇所とか、看板が違う方向を向いているという報告が常に上がってくるので、それを受けてうちの作業員がすぐに現場に行って、確認して、修復するという作業をしている。

- 3番**（四宮和彦君）シルバーの方にやっていただく点検はどのようなタイミングでやるのか。定期点検的に決まった時期に決まった回数をやるという形になっているのか、台風が来たり大雨が降ったり、物すごい暴風があった後に必ず点検に入るのか。タイミング的にどういう感じで運営しているのか。

- 観光課長**（草嶋耕平君）シルバー人材センターの日常的な見回りはほとんど毎日やっている。

台風とか、悪天候の後の見回りとか、現場の確認は、シルバーに任せきりではなく、そういう状況があった後には観光課の職員が現場に行き、倒木などがいないか点検を行っている。

○ **3番**（四宮和彦君）シティプロモーション推進事業について、地域の稼げる看板商品創出事業委託料ということで900万円である。議場の説明だけだと、稼げる看板商品というのは具体的にどんな商品の開発を想定しているのか、イメージが湧かない。観光庁の補助対象となる事業にはどのようなものをイメージしているのか。

○ **観光課長**（草嶋耕平君）地域の稼げる看板商品創出事業は、観光庁で、こういう事業に当たるというところはかなり幅広い。地域内でいろいろな事業者、行政を含め、連携して、その地域の特色を生かした旅行商品を創成して、それを実際に商品化していくという取組に対しての補助となる。今回、伊東市においては、令和2年度からロケツーリズムに力を入れ、かなり多くの映画やドラマのロケが伊東市内で実際に行われている。ロケツーリズム推進事業の中では、ロケの誘致を中心に行っているが、今回、観光庁の補助事業を使って行う事業については、実際にロケが行われたロケ地をお客様に巡っていただいて、それを旅行商品にしていくということで、そのモニターツアーなどを行う事業である。

○ **3番**（四宮和彦君）事業名目が委託料になっているので、商品開発自体はどこかの事業団体に委託するのかなと思われるが、どういった団体に委託を予定していて、どのような商品開発を期待しているのか。

○ **観光課長**（草嶋耕平君）委託先については、実際にロケ地を巡る商品になっているので、本市のロケツーリズムの推進事業の受託者である株式会社地域活性プランニングに委託する予定になっている。実際どのような商品かということであるが、大きく分けて3つあり、ロケ地を巡る謎解きマップを作り、謎を解きながら周遊していただくとか、実際に行われたロケに関する知識のあるガイドがお客様に同行して、実際に撮影が行われたときの秘話などとともに観光スポットを案内する。映像制作者の方たちがこのスポットはいいよというところは写真映えするスポットが多いので、実際その場所に行って、いい写真を撮る写真の撮り方を伝授しながらその場所を体験していただくというプランをそろえて、実際に体験していただく。

○ **3番**（四宮和彦君）面白そうだという気がするので、ぜひ成功させていただきたい。

観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費で1,485万円である。昨日の議場での質疑に対して、これは市政報告書にも出ているが、令和3年度に11事業所、令和4年度で7事業所が補助の対象になって、事業期間の申請があったという旨の答弁があったが、これらの事業所はどのような業種の事業所なのか。ワーケーションということであるから、宿泊事業者なのかという気はするが、まず宿泊事業者だけが対象になるのか伺いたい。

○ **観光課長**（草嶋耕平君）事前に市内の関係団体において意向調査を行った結果、7事業所が手

を挙げた。どのような業種かという、基本的に宿泊事業者である。観光庁の補助メニューで、宿泊を伴わないといけないという縛りはないが、伊東市内においては宿泊事業者が主となっている。

○3番（四宮和彦君）議場の答弁の中で、一例としてW i - F i 環境の整備が挙げられていたが、本市の場合、宿泊事業者が、和風の旅館みたいなどころが多いかもしれないので、そうした整備が必要だということかもしれないが、今どき、ホテルや旅館でW i - F i 環境が部屋にないところ珍しいのではないかという気がしないでもない。伊東の宿泊事業者のデジタル化の状況はまだ遅れた状況にあるのか。

○観光課長（草嶋耕平君）市内の宿泊事業者のW i - F i の整備状況は把握していないが、ワーケーションでW i - F i の整備がメニューの中に入っている主な理由として、通常のお客さん向けのW i - F i 環境だと、ワーケーションをされる方は主に首都圏のビジネスマンになる。大きな企業のサーバーにこちらのノートパソコンの端末から接続すると、W i - F i の容量があり、大きいサーバーにつないでしまうと、そのパソコン1台でW i - F i の容量がオーバーしてしまうというケースもあるようである。そういったことを防ぐために、ワーケーションができるW i - F i の環境の整備が必要であるので、県の補助金になるが、W i - F i の環境を整備して、ワーケーションができる環境を整備する。

○3番（四宮和彦君）通信容量を確保するために一般家庭用のものでは駄目なことは分かる。それだけではないだろうと思う。どちらかという、ワーケーション推進に必要な環境整備がどういうものなのか考えたときに、旅館の和室でちゃぶ台にノートパソコンを置いてリモート会議に浴衣姿で参加して、その背景にはガラス戸越しに中庭の紅葉が映っているみたいな環境でやるとすると、頭の固い日本の企業文化からすると、上司に物すごい叱られるのではないかと思う。そうだとすると、ワーケーションと言うのだから、幾らバケーションを楽しみながらリモートでワークをしようと言っても、ワークとバケーションの切替えが瞬時にできるような環境が用意されていないと、利用者側が後ろめたくて利用しづらいみたいなことになりかねないのではないかと思う。そうだとすると、部屋なり、宿泊事業者の施設内にワーキングスペースなどを別途設置することが必要になってくるかもしれないと思う。そうすると、ネット環境が確保されているかどうかも大事だと思うが、どちらかという、日本の企業の文化的な問題とか、利用者側のメンタル面に対応した環境整備の充実のほうが、ワーケーション推進には必要ではないかという気がする。その辺、補助金というのはどこまでを対象にできるのかということで、最初の冒頭のどこまで対象にしているのかという話があるわけである。そういったことも含めて、環境整備は使える状況になっているのか。

○観光課長（草嶋耕平君）委員おっしゃるとおり、W i - F i 整備が主な整備内容であるが、こ

の補助事業の中で認められている対象の事業としては、ワークスペースの確保などに係る施設の改修とか、ワークスペースの備品購入、例えばパソコンの机とか椅子の購入費も対象になっている。対象外になるものもあるが、宿泊施設が自分の宿泊施設以外の別の施設は対象外になったとか、エアコンとか空気清浄機は一部対象外になるものはあるが、ワーケーションに係る施設整備的なものも基本的には対象になる。

- **3番**（四宮和彦君）取りあえず補助金のメニューからはこういう範囲でできるということは大まかに分かった。逆に、令和3年度中の11事業所であるとか、現在、事前の意向調査の中で、事業者側から具体的にこういうことをやりたいという事業提案はあるのかなのか。あるとしたらどういう形で事業者側から要望というか提案がなされているのか。
- **観光課長**（草嶋耕平君）事業者側から事前に移行希望を取るときに、詳細ではないが、金額をある程度算出しなければならないので、事業所側から、例えばWi-Fiの整備をしたいとか、先ほどのワークスペースの確保の改修とか、そういう実際の事業内容をある程度聞いた上で、大まかな見積りというか、金額を算出した上で計上している。実際、最終的には、静岡県にワーケーションの整備計画を出すので、その中でさらに金額は詳細になっていく。実際に事業内容を詳細に出したものが提出される状況である。
- **3番**（四宮和彦君）次に、商工業振興補助事業である。毎年聞いているような気もするが、住宅リフォーム振興事業補助金について、2,000万円。今回追加された案はかなり大きい。令和3年度の決算額が、この事業に関して言えば最終的に3,755万7,000円だったので、今回の補正額の2,000万円だけで年間総額の5割を超えてしまう補正がされていることになってしまう。これは不足額の補正と言うには、あまりにも大きな額の補正になっていると思えるが、例年こんな感じであったか。当初ちょこっとやっていて、その後に、大きな補正をしていたか。何かこの辺は当初予算の見積りが甘かったのではないかという気がしないでもないが、今後を見通していった場合、では、令和4年度の事業費総額はどの程度ぐらいまで行く見込みか。
- **産業課長**（稲葉信洋君）委員ご指摘のとおり、ここ数年は当初予算で2,000万円、9月の補正予算で2,000万円という補正予算を計上させていただいている。議場でも部長答弁で申し上げたとおり、今年度については、予算要求時点の8月10日時点で既に助成金額が1,885万6,000円ということで、ほぼ半年で2,000万円が消化される。今後また下半期についても、例年の情勢で行くと、ほぼ上半期と同じぐらいの住宅リフォームの申請があるということで、ただ、例年だと、最終的な決算段階になると、申請金額、例えば工事額が減ってしまったり、工期的に間に合わないということで、次年度に申請を送ったりということで、予算4,000万円に対して満額償還されていない状況もあるが、今年状況を見ても、



この2,000万円という金額が、今の推移の中では消化されるものと考えて、今回も2,000万円を補正予算で計上している。

- 3番（四宮和彦君）これはもう長年ずっと続けてやってきている事業で、いわゆる建築需要の喚起ということでは非常に有効な事業であることは理解する。ただ、要は、事業趣旨は、商工業振興補助事業という振興補助のための事業である。この名称で行うものだということを考えていくと、いわゆる住宅リフォームの注文者への補助ではなくて、受注する側である建築事業者への補助を目的としている事業だと理解する。

そうすると、本来、自由競争の下で適正価格で行うべき事業について、建築需要を喚起して下支えをするために補助金を投入するということだとすると、それって最終的な段階では、要は受注者ではなくて注文者側が安い価格でリフォームができるという話になるから、言い方はあれかもしれないが、請負価格のダンピングという効果が生まれてくる。そうすると、ニーズがあるからといって無制限にニーズに応えてしまうことを続けていっていいのだろうかという疑問も出てくる。補助金を永続的に投下しなければ成立しないような業種になってしまっているのだとしたら、もはやそれは商工業振興とかと呼べるものではなくなってしまうので、事業の在り方自体をそろそろ見直していかないと、それこそ建築業界自体が駄目になってしまうのではないかという心配もあるが、この辺の事業効果をどう評価してきているか。

- 産業課長（稲葉信洋君）今現在は、補助制度については、税抜き工事価格の10%、補助金の額とすると上限が今、10万円という形になっている。委員ご指摘のとおり、かなりこの事業は長きにわたって実施しているが、実際の効果とすると、例えばであるが、令和3年度においては工事額で、税抜き価格であるが4億7,881万円ということで、委員おっしゃるとおり、施主に補助金が支給される形になるが、1つの住宅リフォームという補助制度があるということで、施主が積極的にリフォーム工事をされるということで、工事額の面においても大きな効果が上がっていると評価される。

- 3番（四宮和彦君）建築需要を下支えするという意味では大いに意味のある事業だったのだろうということは、私も理解する。ただ、さっきも申し上げたとおり、補助を続けられない限り成り立たない産業だとしたら、それはまずいのではないか。ちゃんと事業者が自立できるような商業振興策に切り替えていくタイミングではないか。本来だったら、適正な価格での自由競争の下で、建築受注をしていくべき話であるが、景気も冷え込んでいるし、なかなかそういう需要がないから、少しその辺のところを伊東市側でサポートすることによって、施主が発注しやすくしていくことをやっている事業である。ただ、それは本来は経済対策としてやっているものであれば、回復するまでの一定の期間で終了しないといけない話だと思うが、伊東市はこれをもう何年も何年も、ずっともう通常の、当たり前前年の年間のスケジュールに組み込まれた事業

としてずっと続けている。そうすると、いつまでこれを続けなければいけないか。未来永劫、補助を続けるのかという話になってくると、何か市独自にやらなければいけない福祉政策であったり、そういうものは、当然もう未来永劫続けていかなければいけないかもしれないが、建築業という民間事業なので、それを、未来永劫、伊東市が支えていくのかという話になってくると、それはもう行き過ぎではないかという気がする。この辺の事業の切り替え時期を、どこかで考えていかなければいけないタイミングではないかと思うが、その辺はどうか。

- 産業課長（稲葉信洋君）委員ご指摘のとおり、商工業振興補助金ということで、本来は商工業者に対する補助金というところがあるが、例えばであるが、今回、6月の補正でのいとう市民応援クーポン、こういったプレミアム付き商品券についても、過去には事業者さんの振興というところがないという部分で、一義的であったが、今、コロナの中で市民生活のほうにも影響があるということで、今回のいとう市民応援クーポンについては、商工業の振興と市民生活の下支えという側面があり、この住宅リフォームについても、もともとは建築業の振興というところがメインであるが、今現在だと、かなり建築費用が高騰しており、実際、平均の工事額も徐々に上がってきている。

そういう中で、今のコロナの情勢の中では、もうしばらくこの住宅リフォームは継続させていただいて、建築業の振興と、もう一つは、市民の中で、例えばであるが、実際に家を建てようとしたとき、建築費が高騰していて建てるのを諦める方がいらっしゃる現実がある。そういう中で、例えば建て替えを予定していたが、リフォームによって、その家屋をより長く使うという一つの効果があるのかなという中で、もうしばらくこの事業を続けさせていただきたいと考えているが、委員おっしゃるとおり、例えばコロナが落ち着いた中で、建築費ももう少し落ち着いたという中で、下支えしなくても民間事業者が自由競争の中で十分建築業が成り立つような状況になったら、その時点で見直しをさせていただきたい。

- 3番（四宮和彦君）話はよく分かるし、当然私も、もう今すぐこういう補助はやめるべきだという話をしているわけではない。必要などころには、ちゃんと必要な手を打っていかねばいけない。

ただ、何となく疑問に思ったのは、本来どちらかということ、緊急経済対策的な意味合いで始まった事業が、何かもう当たり前の通常の事業であるかのように、ずうっと永遠に続いていってしまう状況にあるのだとすると、それは、本来の制度趣旨というものを、もう1回ちゃんと再度確認する必要があるのではないかと。特に今、先ほども産業課長がおっしゃったように、このコロナのこともあるし、円安の話から輸入資材の価格高騰だったりだとか、そういうこともあって、いろいろなものが、建築価格も物すごく上がってしまっていることもある。そうすると、本来購入しようと思っていた人たちが、手が届かなくなってしまう。だから、そこ

にはサポートしてあげようというのも当然必要な措置だと思う。

それは、もう意味合いとしては、商工業振興というものではない。要するに、もう経済対策として、そこは別途の目的を持って行われるものだし、要は、インフレに対応するための対策として行われているものであって、産業振興という意味合いがどんどん薄れていってしまう話になる。そうすると、もしそれが必要であるのだったら、それは今度、別メニューでやっていく方向にしていかないと、何となく一回、補助事業を始めちゃったら、これがもう止まらないみたいな話になりかねないので、そこでは、どこかでけじめをつけることが必要になってくるのではないかということで、質疑している。

今すぐということではないが、今後、このインフレ状態はいつまで続くのか分からないし、円安状態がいつまで続くのか分からないので、もしかしたら円高になることなんて、二度とこの歴史上、あり得ない可能性もなきにしもあらずなので、何とも言えないが、そうだとすると、別途の対策を考えていくことが必要になってくる。今あるいわゆる助成制度みたいなものは、本当に今後もこれはこの形で継続していくことがいいのかどうかということを、再評価していくことが必要ではないか。別の経済対策として打って出るべきものもあるのではないか。そこをもう1回、このタイミングで整理してほしい。

- 1番（佐藤 周君）私からは大きく2点であるが、最初に、今、四宮委員からすごく問題提起というか、話の中で、1点、住宅リフォーム振興事業補助金の中で、耐震化をすると20万円ということがあったときに、この今のリフォーム申請件数に対して、耐震化をしている件数が割合としてどれくらいあるのかというところを聞きたい。何かというと、業者の振興もあるが、リフォームの中には仕様を上げるというものだけではなくて、耐震化ということは安全性も上げるということかと思う中で、その件数が分かればと思った。

もう1点は、ジオパーク推進事業は、先ほどのピクニカルコースのお話で確認したいことは、ウッドチップ舗装は、いわゆる木のチップをまいてある状態でのよろしいかということと、それが経年劣化によって新たに施工をするということは、その以前に行った施工がいつごろの話なのか。いわゆる10年なのか20年なのか分からないが、劣化したということは、今回、2,500万円を使ってやるものは、またやがて劣化する。その予測とすれば、それが10年なのかというところの話を、維持管理の面からも確認したい。

- 建築住宅課長（杉山英仁君）木造住宅の耐震補強工事であるが、静岡県のTOUKAI-0の事業においては昨年度は20件行われているが、そのうち住宅リフォーム振興事業を使ったかは把握していない。
- 産業課長（稲葉信洋君）今、建築住宅課長が答えたとおり、耐震の補助金メニューと市の産業課で所管している住宅リフォーム補助金は併用することができる。実際、私のほうで先ほどお

答えさせていただいている今回補正でお願いする部分は、耐震ではない部分の住宅リフォームであるが、実際、同時にやっている件数かどうかは、大変申し訳ないが、今、数字としては持っていない。

- 観光課長**（草嶋耕平君）ピクニカルコースのウッドチップ舗装については、委員ご指摘のとおり、ウッドチップをまいて、ただ、まいて当然固めてあるので、ある程度の期間については劣化することはないが、やはりウッドチップを固めているので、表面のコーティングがはがれてくればチップがはがれてくる。ピクニカルコースについては、ウッドチップ舗装の両脇の見切りで、コンクリートで流れないようにというのはやっていないので、やはり端から崩れていつている状況もある。

以前の施工については、ここで今、はっきり何年というところはないが、おおむね20年近くたっているものと考えている。今回施工するのは全く同じウッドチップ舗装ではなく、より耐久性の高い舗装を考えている。今、ウッドチップ舗装をするに当たって、なかなか資材を車両を入れて運ぶことができないので、全て手で運ぶ形になる。事前に工場等で練ったものを持っていくと、そこに着くまでに固まってしまう等の問題があり、その辺は業者等とも相談して、より耐久性が高い舗装をするということで考えている。これを行うことによって、当然10年以上、今のものは20年近くたっているが、かなり長い期間もつと考えている。

- 1番**（佐藤 周君）ピクニカルコースの件は承知した。真っ黒なアスファルト舗装のほうが長持ちはするかもしれないが、ああいうところなので風情がなければということで、状況を思えば致し方ない。とはいえ、お金がかかることなので、新しい技術が出てくれば取り入れながら、なるべく長持ちするような形でと思う。

あと、リフォーム振興事業補助金についても承知した。物価上昇している、建設資材高騰などの影響ということからすれば、どんどん上限10万円が薄まっていく話だと思う。先ほど四宮委員からあった話も含めた中で、今後、見直しという場面があるかもしれない。

- 6番**（浅田良弘君）2人の委員からかなり詳細に聞いてもらったが、それ以外について尋ねる。まず、地域の稼げる看板商品という事業名はととてもいいと思う。委託事業として謎解きマップやロケ地のガイド、あるいは写真映え等の指導ということで、期待できる事業だと思うが、この事業をどのように生かしていくのか聞きたい。

- 観光課長**（草嶋耕平君）委員おっしゃるとおり、今回は試験的にモニターツアーをやる状況だが、最終的に常時その旅行を商品化していくのが重要だと思う。この辺は今回の受託事業者と相談しながら、同時に進めているロケツーリズム推進事業とも連携して、旅行会社に売り込んでいくことも今後検討していきたい。

- 6番**（浅田良弘君）新しい商品開発と銘打っているので、観光振興にプラスになるような方向

性をしっかり検証してほしい。

ワーケーション事業については承知した。

住宅リフォーム振興事業も四宮委員、佐藤委員が詳しく聞いたが、議場では、上半期で224件だったか、現在1,885万6,000円の利用がされているということだった。この事業はリフォームを考えている施主の手助けということで、先ほど、施主にお金が行くように聞こえたが、実際にはリフォームを請け負った業者に支払いがされるのではないか。

○産業課長（稲葉信洋君）補助金は、施主、工事を発注した家主に支給される。

○6番（浅田良弘君）私が勘違いをしていた。以前、業者が商工会議所に出向いていろいろな書類を作ったと聞いたので、てっきり施主ではなく業者に入っていた。

例えば施主とか事業者に滞納がある場合、この事業は利用できないという話を聞いたが、どうか。

また、この事業は、いわゆる一人親方に対して効果的な事業だと思う。本市の中で何%ぐらいが大手企業体以外の個人でこの事業を使っているか、内訳は分かるか。

○産業課長（稲葉信洋君）施工業者の数は把握している。過去3年間でいくと、令和2年度は助成件数438件に対して施工業者126業者である。令和3年度は助成件数457件に対して施工業者134業者。令和4年度は、先日、議場で説明したとおりだが、助成件数224件に対して今現在89業者である。

住宅リフォーム補助金の今現在の要件は5点ほどある。伊東市に住民登録があること、助成対象の住宅の所有者であること、市税その他公共料金の滞納がないこと、工事費の税抜き価格で10万円以上、住宅リフォームを一度して、また何年かたってするときには2年空けるということである。例えば令和4年度の申請については令和元年以降にした方は対象にならない。

○6番（浅田良弘君）再度のリフォームの期間を聞こうと思ったが教えてもらったので、私からは以上である。

○1番（佐藤 周君）先ほどの耐震化の話で、要は10万円以上支出した件数がまさに耐震化したということにつながるのではないかと思う。商工会議所が出した案内書では、住宅リフォーム申請書に、10万円までは上限とする、ただし耐震化を伴うものに関しては20万円まで出すとなっていると思う。

○委員長（鳥居康子君）暫時休憩する。

午前10時56分休憩

---

午前10時58分再開

○委員長（鳥居康子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

- 産業課長（稲葉信洋君）耐震補強と住宅リフォームの申請書は別々になっており、耐震補強に関しては商工会議所に申請ではない。
- 建築住宅課長（杉山英仁君）耐震補強工事は県のTOUKAI-0という事業でやっており、全く別の事業である。耐震補強のほうは100万円まで出るが、耐震補強をやった者が商工会議所のほうのリフォームの申請をすると、10万円にプラス10万円になると聞いている。
- 副市長（中村一人君）委員ご指摘のとおり、商工会議所のチラシには、耐震の場合は上限20万円となっている。その部分については、商工会議所として把握しているかは分からないが、少なくとも会議所から住宅リフォームの実績報告として上がってくる分には、耐震化あり、なしの報告がないので、私どもの範囲ではその割合は把握できない。
- 委員長（鳥居康子君）佐藤委員、耐震化のことは、この場では以上としてよいか。
- 1番（佐藤 周君）それでよい。
- 委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午前11時 休憩

---

午前11時 9分再開

- 委員長（鳥居康子君）休憩前に引き続き、会議を開く。産業課から訂正の発言がある。
- 産業課長（稲葉信洋君）先ほど佐藤委員に答えた件について訂正をさせていただきたい。大変申し訳ない。  
住宅リフォームと耐震補強の併用の件数であるが、平成27年度からは、耐震補強とリフォームを同時に行った場合について、助成費を10%、10%かさ上げ、さらに助成金額も上限を20万円という形の運用に変わっている。令和3年度については、併用した件数はゼロである。
- 委員長（鳥居康子君）次に、第8款土木費について質疑を行う。事項別明細書は17ページ及び18ページになる。発言を許す。
- 3番（四宮和彦君）交通対策事業のところで、新型コロナウイルス感染症対応公共交通事業継続支援と長い名前であるが、528万円。議場での説明では、いろいろなメニューがある中で、結局、交通事業者は認可運賃制度を取っているから、価格転嫁がすぐできないから、ここで何とか頑張ってもらいたいということで、優先的にこちら側への交付決定をしているという話だったかと思う。その辺を逆に考えると、交通事業者のほう側からすると、今後、認可運賃の値

上げ申請を近いうちにやる方向で今動いているのか。その辺はいかがか。

○都市計画課長（勝亦俊介君）運賃については、伊豆急は今値上げするということが発表がされているかと思う。あと、バス事業者は特にそういうことは聞いていない状況である。

○3番（四宮和彦君）あとタクシーもある。ただでさえ、今現在、伊東市内の公共交通ということ言うと、鉄道にしてもバスにしても、利用者数が減少してしまっていて、路線維持が今後難しくなりつつあるのではないかという状況にある。ここ数年来、地域の生活路線バスは、人を運んでいるのか空気を運んでいるのか分からないような状態がずっと続いている。そうすると、今後、鉄道の伊豆急はそういう申請が今後あるらしいということになってくると、仮に運賃値上げとなった場合は、ただでさえ利用者が減少してきている中で、さらなる利用者減を招きかねないのではないかという気がする。その辺、今、地域公共交通会議等では何か議論がされているのか。こういう対策を何とか取らなければ、その辺の方向性はちゃんと検討が行われているのかというところはどうか。

○都市計画課長（勝亦俊介君）現状では、地域公共交通会議での議題としては上がっていない状況である。ただ、今回、伊豆急の値上げについては、基本的には短距離の伊東市内の移動については値上げにならない。比較的長距離の観光客に対しての値上げという形で行われているので、現状、そういった状況になっている。

○3番（四宮和彦君）分かった。伊豆急は長距離のもので、下田の人はかわいそうだという気もしないでもない。少なくとも市内の利用者については影響はない。

ここは私の意見になってしまうかもしれないが、まさにこういう部分でこそ、住宅リフォームのようなスキームを使ったらどうか。公共交通利用の需要を喚起しようと思うのだったら、運賃を負担する、利用者の側に補助を行う。それによって交通事業者が救われる。さきほどのものも、注文者のほう側にリフォーム費用を補助することによって、大工が助かるという話である。ここでそういうスキームを使うべきではないかと思う。その辺はどうなのか。今までにも何回かこの辺言ってきているところではあるが、利用者に対する補助は今後検討されないのか、いかがか。

○都市計画課長（勝亦俊介君）利用者には負担は、効果がもしかすると期待されるのかと考えてはいるが、個々の利用者一人一人に対して補助していく形になると、それは難しいのかという感じがして、有効であるかと考えてはいるが、実施にはなかなか踏み切れないのかと考えている。

○3番（四宮和彦君）利用人数がどれぐらいあるのかというところもあるが、現状、もう既にシルバーパスみたいなものはやっている。5,000円の負担で乗り放題というか、ワンコインで市内どこでも乗り放題みたいなもの。うちの亡くなった母親も、何回乗っているのか分からないが、ちゃんと買って利用していた。そうすると、利用人数自体は結構あると思う。伊東市

側から、あなた、利用しているでしょうと見つけてくるのではなくて、利用したい人が申請してくれば済む話ではないか。現在、シルバーという形でやっているものであったとしても、これを通勤通学利用者について、公共交通を利用する必要性が高い人たちに向けて、そういう定額サービスのものをやることに対する補助を行っていくスキームはあり得ると思う。その辺、ぜひ検討していただきたい。

- **6番**（浅田良弘君）四宮委員のほうからも質疑があったが、議場で地方創生臨時交付金、地域公共交通分野のメニューの中から選定されているのかというのは分かる。鉄道会社、伊豆急に補助をする。さっき四宮委員もおっしゃっていたとおり、伊東市の範囲は伊東駅から伊豆高原駅までである。それ以上の先の部分のことも検討しないといけないのかと私的に思ったが、その中で、東伊豆町や河津町、下田市等、ここら辺の件について実際に話し合いはされたのか。
- **都市計画課長**（勝亦俊介君）今回、伊東市で補助するに当たって、下田市、東伊豆町、河津町とはそれぞれ話をしている。下田市は7月補正で、東伊豆町は6月補正で、河津町は9月補正で対応するというので、金額についても情報交換しながら今回出てきたものである。
- **6番**（浅田良弘君）分かった。これまで各自治体との話をされて、伊東市が今回こういった事業に踏み切ったということである。

それと、ちょっと気になったのは議場での発言であるが、地方創生臨時交付金のメニューから選べることと、要望がされたからという発言があった。これは誤解をされやすく、要望すれば、その対象になるのかと思われてしまうような節が見えたりした。もう一度そこら辺、今回、地方公共交通機関に補助をした根拠をお聞かせ願いたい。

- **副市長**（中村一人君）確かに議場でそのような発言があったことを記憶しているが、その趣旨としては、こういったいろいろな支援をするときには、現状どうなっているかということが、我々がきちんと把握をする必要があって、その上で対策を打つと理解している。その際、全てを聞き出せばいいが、なかなか聞き出すことができない中で、現状、事業者の方々から、それぞれの事業者の窮状を訴えられて、現状はこうなっているという訴えがあって、それを私ども確認して、それはこのご時世、理解ができる部分だという判断があって補助に至る。そういう流れかと思っている。

ただ要望を出せば、そのままそれが全てということではない。実態とすると、今回の補正でも、要望がほかの団体からも幾つか出ている。その部分については、補助に至るまで決断ができていないそういった業界もある。あくまでも要望が一つのきっかけではあるが、その実態を我々が理解して把握した上で、この支援をしている。そのような状況である。

- **6番**（浅田良弘君）事業継続分野の中で、それ以外にも配送物流関係等があるが、要望が出ているということであれば、しっかりとした調査の上で正しい判断をしていただきたい。



○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第18号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第3、市認第6号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は297ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第6号は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第4、市認第13号 令和3年度伊東市下水道事業会計決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）大綱の中で質疑させてもらって、下水道、決算書審査意見書の48ページ、いろいろ業務実績データを見たときに、汚水処理原価が令和2年度から令和3年度、同規模というのは他市町と比べていかがなものか。施設利用率も51.7%で若干下がっている。100までいかないまでも51.7は低いのかなと思うが、その辺の2点伺う。

○下水道課長（小澤 剛君）汚水処理原価は、県下では平均で170.2円になっている。そ

ういう中で伊東市は135.4円であるので、若干平均より低い。施設の利用率は、増えれば増えるほど余裕を持って動かしているという形になるので、うちの場合は比較的県下でも余裕を持って施設を運営している。逆を言うと、接続している数量が少ないのと、あと、人口減少による汚水量が減っている部分も顕著に表れている状況であると分析している。

○1番（佐藤 周君）経営状況がなかなか厳しい状況の中で、汚水処理原価が県の170円に比べれば140円というのはよくできているということからすれば、利用料金を上げていかなない限りは改善していく方向にならないと思ったときに、この前、1階のほうに、下水道週間のときに、協議の状況が、値上げやむなしみたいな方向性が出ていたので、そういう方向なのかなと分かった。そこの話と、設備のほうはというときに、今の51.7%は、先ほど余裕と言ったが、例えて言うと、排気量4,000ccの車を2,000cc相当しか走っていないみたいである。今後の施設利用率を上げていったほうが収益的にも売上げがよくなると思うが、モーターを小さくするとか、今ある水槽を小さくするのは工事費もかかる中で、その辺のバランスを取っていくには、いわゆるダウンサイジングみたいな考え方は考えられているのかどうかお聞かせいただきたい。

○下水道課長（小澤 剛君）市民ロビーへの掲出、下水道の料金に対する検討会の経過を報告した。料金改定が急務であることは承知している中で、令和3年度に市民、各団体、一般公募の方に集まっていたいただいて、4回ほど検討会を開いた結果、運営的には厳しい状況であるということと、料金改定をしていくべきであるという意見はいただいたところである。今後それらの意見を基に、料金改定をどのような形で進めるかは大綱質疑で答えたとおりでありますが、これから検討していく。

施設のダウンサイジングの関係であるが、川奈処理分区を進めており、その中では川奈地域汚水を公共下水道に切り替える工事を行っている。このような形で、地域汚水処理場を1つつぶして公共下水につなげることで、施設の使用率を上げてくこともやっている中で、なおかつ、ダウンサイジングもこれからの改修の中で進めていくことは検討しているような状況である。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第13号は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第5、市議第17号 令和3年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び市認第14号 令和3年度伊東市水道事業会計決算、以上2件を一括議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）令和3年度の事業報告並びに令和2年度の事業報告を読ませてもらった。令和3年度についてはコロナ禍における給水収益が減少したため、健全経営の水準となっている100%を下回り、また、料金回収率も同様の理由で100%を下回ったというふうに、内容は書いてあった。令和2年度についてはコロナ禍にあっても、やはり現実に良好な事業運営ができていたのかなど。今回、令和3年度、コロナ禍だけの影響なのか。それ以外にも何か問題等があって、この収益率が減少したのか。

○水道課長（山田昌弘君）確かに令和2年度も新型コロナウイルスの関係で大分落ち込んでいる。なおかつ令和3年度は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が、ちょうど8月の繁忙期にかかってしまったということで、それが前年度より大分下がってしまったということで、令和2年度から令和3年度にかけては2,000万円以上減収したということで、このような結果が出ている。

○6番（浅田良弘君）この3年度はコロナが2年度より拡大した。その中でも、やはりその減少に対して少し何かしらの努力みたいなものはしたのか。

○水道課長（山田昌弘君）お客様が来られてからの使用料が私たちの収入源になっている。その中で、電気料等も以前に見直しをして、ポンプの稼働の定期使用量を下げたりという形で、いろいろと経費も削減させていただいた。

○6番（浅田良弘君）水道事業、水は本当に大切である。そういった状態、いずれにしても、やはりそれを改善しなくてはいけない方向性に導かなければいけないと思う。その中で、結構市内で漏水が発生している箇所を、私も何回か相談を受けているが、結局、自分たちのメーターに入らない部分は意外とみんな直さない。ところが、漏水をどんどんほっておくと、伊東市の大切な水がどんどんそこで減少していく。そういった大切な水を漏水によってほっておくということは、これまでにあるか。

○水道課長（山田昌弘君）以前に本管の維持管理という形で、令和2年度から公道部分の給水管については、漏水は市で直している。また、漏水調査についても、今、5年に一度、区域を5

か所に分けて1回ずつやっているが、来年度から全域に向けて調査をやってみようということで、漏水をなるべく減らす、それが一番私どもとして、今、有収率が70%程度しかないので、3割程度は収益に反映されないもので、それについては来年度、全域でもう一度やっていく計画になっている。

- 6番（浅田良弘君）伊東市の大切な水である。できれば来年度と言わずに、今すぐ本当はやっていただきたいが、今は決算の質問をしているので。

公道に関しての話は理解した。しかし、私道に関してもそういった箇所がある。そういった箇所の漏水を見て見ぬふりというわけではないだろうが、そこもやはり伊東市の大切な水だからということで、しっかりと漏水の対応をしていかななくてはならないと私は思う。そこに関してはどういった考えか。

- 水道課長（山田昌弘君）それらについても今後検討していきたい。

- 6番（浅田良弘君）ぜひ前向きな検討をお願いします。

- 1番（佐藤 周君）先ほど有収率という話もあったが、同じく意見書の72ページに業務実績の数値が並んでいる。業務実績の給水原価と有収率と施設利用率の3つについて伺いたいが、給水原価が平成29年度から令和3年度に向けて上がっている傾向に見える。ここの原因は何かというのが1つ目。

また、有収率が70%、先ほども漏水という話があるが、他市町に比べて多いのか、少ないのか。その理由をお聞かせいただきたい。

もう一つ、施設利用率も40%を少し切って、今、39.6%である。これもトレンドとするとだんだん下がっていく傾向かといったところの理由、それと、そもそもの、この40%ぐらいの数字の理由をお聞かせいただきたい。

- 水道課長（山田昌弘君）先に、有収率については県下でも低いほうで、県の平均より10%ほど低くなっている。その辺についても、先ほど浅田委員の質疑の中で、漏水の調査をなるべく全体的にやるようにということで、その形があったので考えている。施設利用については、水道施設は、結構当市は地形的に起伏が激しいということで、施設も多くなっている。その中で、水を使っていたかかない限り、その辺の施設利用率が下がってしまう。特にコロナになってから大分下がっている。

給水原価が上がっている理由としては、電力量が上がっている中で収益も下がっているということで、原価が下がってしまっている。

- 1番（佐藤 周君）有収水量が分母にあるから、有収水量が下がっていく限りにおいては、かかる経費も上がっている状況があるということで理解する。

先ほどの県が80%ぐらいで10%ぐらいポイントが低いという話の中で、でも、有収率が

トレンドとして下がっていているという説明をもう一度。漏水を止めようとしているけれども、管が老朽化していて、要は止めるよりも漏水する量が多いということか。

○水道課長（山田昌弘君）委員のお見込みのとおりで、直しても次にまた漏水していく。昭和20何年という管も伊東市にはたくさんある。延長もある。その辺を更新していかなければならないが、なかなか更新率が上がらないということで、漏水も、直してもまた次という形になっている。できるだけそういうところの更新を進めていきたい。

○1番（佐藤 周君）数学的にいえば、直すピッチを上げていくしかないということかもしれない。そこは経営判断だが、施設利用率も厳しい中で、今後、民営水道の統合もしていかなければいけないとなると、またこの数字が悪くなっていき、最終的には料金に影響する。統合先の民営水道の金額が今どうか分からないが、そう思うと、下水道は50%で水道が97%ぐらいだけれども、下水道に比べ行く先は暗いという解釈でよいか。

○水道課長（山田昌弘君）民営統合となると、民営側といろいろ話をする中で、施設を更新してもらえれば、その分、市のほうの投資はなく、投資されていない部分があれば、市のほうで施設整備費という形でいただくことになる。その中でも、延長が長ければ、その分、漏水等も出てきてしまう懸念もある。見通しが暗いというわけではなく、伊東市全体で一つの水道事業ということで国のほうからも指示があるので、それに向けて、7事業のうち3事業は統合が済みであり、4事業についても協議したいという形で現在進めている。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより2件一括討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。採決は2つに分けて行う。

まず、市議第17号について採決する。

本案は原案のとおり可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

次に、市認第14号について採決する。

本案は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）日程第6、市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目地域応急処理費及び第20目健康保養地づくり推進費について質疑を行う。事項別明細書は112ページからである。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）事項別明細書117ページ、市政報告書87ページ、地域応急処理費に関して、市政報告書の2、要望の地区別状況を見ると、宇佐美区、鎌田区、八幡野区の3区の要望がほかよりも目に見えて大きい。実際、この3区の合計で要望件数の51.7%だった。15行政区のうち3区だけで要望の半分以上を占めるというのは、多少偏りがある気がするが、こういった差異が認められる理由はどういうところにあるのか。区域面積や居住人口に比例した数かもしれないが、あるいは宇佐美や鎌田、八幡野は老朽化したインフラが多いから頻りに修理しなければいけない事情があるとか、その辺はどうしてこういう感じなのか。

○建設部次長兼建設課長（高田郁雄君）今、委員の指摘のとおり、宇佐美、鎌田、八幡野は確かに要望件数が多い。一つの原因としては、八幡野は地域面積が結構広いので要望件数が多いと分析している。あと、これは想像でしかないが、宇佐美、鎌田は比較的、地域の皆さんのお声がちょっと大きいところもあるのかなと感じている。あと、確かに先ほどの話でインフラが古い施設も多々あるということで、宇佐美、鎌田については比較的水路なども古い時代に造られたものが多いので、そういうこともあるのかなと感じる。ただ、明確な理由は分からない。

○3番（四宮和彦君）地域応急処理に関していうと、当然大きなものから小さなものまで様々だろうと思うので、一概に件数だけを取り上げて、どこが多いとか少ないと見るのは状況を正確に反映できていないのかなという気もするが、事業金額ベースで見た場合も同じ傾向にあるのか。

○建設部次長兼建設課長（高田郁雄君）個々の要望の内容によって金額はかなり変わってくると思う。特に15行政区の中でどの区が側溝の要望が多いとか舗装の要望が多いということはなく、比較的満遍なく要望がある。事業金額ベースとしてみても、ある程度平均すれば件数と同様なのかなと感じている。

○3番（四宮和彦君）分かった。

引き続き、健康保養地づくり推進費を伺う。事項別明細書119ページ、市政報告書89ページで、当初予算額から468万8,000円の減額補正になっている。この間のコロナの影響等を考えれば大きな減額ではなかったかもしれないが、市政報告書を見ると、中止または実

施回数や規模の縮小が各事業で行われているので、相応の影響があったことがうかがえる。ただ、こんなときだから厳密な事業検証が必要なのではないか。例えばどのような事業がコロナの影響を非常に受けて、逆にどういう分野ではコロナの影響が全くなく、ちゃんと事業執行ができたのか、その辺の整理はできているのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）委員の指摘のとおり、12月補正で減額をしている状況で、減額の理由はオレンジビーチマラソンの中止に係るものである。事業全体の中でできたもの、できなかったものがあるが、健康推進課が所管している健康教室とか、この辺はできなかったものが多かった。オレンジビーチマラソンについても、かなり早い段階で中止を決定した。この辺の運動系のもは、コロナの影響でなかなか実施できなかった。逆に、特段そこまで影響がなかったものとしては、滞在型リフレッシュリゾート地域推進事業。主にプロモーションがメインになっているので、そこまでコロナの影響は受けなかったと考えている。

○**3番**（四宮和彦君）要はコロナの下で、イベント事業等に関しては実施に大体慎重になり、あまり影響がないものまで過度に自粛をしてしまったりする。例えば、私個人のことで言ってもそうだが、感染防止対策を考えると面倒くさくなってしまうから、コロナを言い訳に、仕事にしても、レジャーにしてもやめてしまおうかなとなりがちである。そうすると、振り返ってみれば、執行できた事業もあったのではないかという気がしないでもない。その辺の整理をきちんとしておく必要があるのではないか。中止にしてしまったが、実はこういう状況下であれば実施が可能だったのではないか、そういうことも含めて、決算でいろいろと出てきている資料に関しては、再度、精査した上で、これは執行すべきであった、あるいは執行したことは逆に失敗だったなど、一つ一つの事業に関しての評価は必要ではないかと思うので、ぜひその辺は取り組んで、整理していただきたい。

○**5番**（大川勝弘君）今の119ページ、滞在型リフレッシュリゾートは、もともと始まった当初は、滞在型、連泊を目指すという趣旨だったと思うが、マラソンとかいろいろある中で、連泊、2泊、3泊につながった数字とか、成果はどのぐらいのものが上がっているのか、確認したい。

○**観光課長**（草嶋耕平君）この事業の中で、先ほど言った健康増進の部分については、先進的な健康まちづくりの推進ということで、主に市民を対象とした事業になるが、滞在型リフレッシュリゾート地推進事業とか、市政報告書の一番最初のほうに載っている豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備ということで、その中でやっている事業については、滞在型リフレッシュリゾートと併せて連泊につなげていこうという取組である。実際のところ、結果として、連泊の割合が増えたかということ、やはりそこまではいっていない状況である。当然、令和2年も、3年もコロナ禍の状況だったので、来遊客自体がかなり少なくなっており、連泊の数が増

えているという顕著な状況ではない。1つは、直接は関係ないが、コロナ禍で、それまで首都圏が中心だった来客が県内のお客さんが増えたということは、数字として表れている状況がある。

- **2番**（仲田佳正君）報告書の88ページ、地域応急処理事業は、先ほどもお話があったが、その中に、完了が217件、民間の領域が27件とあるが、基本的には、民地といとなかなか手が出せないのかなとなると、この27件というのは、どういう状況のものなのか。
- **建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）こちらの完了で、民間の領域というのは、地域応急処理事業の中に、原材料の支給をさせていただいている部分がある。これは私道などを地域の皆さんが修繕するに当たって、それに伴う原材料を支給することをしており、この辺の数字になっている。
- **2番**（仲田佳正君）一番最後の調査・検討中というのが32件ある。この要望の中で全部をやっていくのは難しいと思うが、調査・検討中というのは、今そういう状況で、ある程度、順番を決めるような、緊急性を要するものややっていくような意味合いと理解していいのか。
- **建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）確かに優先順位をつけた中で、年度ごとに行っている部分がある。その中で、調査・検討中という32件については、主には本当に市がやるべきところかということの調査をしている部分がある。例えば、公団上、赤道などと言われているところがあるが、要望の中で、伐採の危険木がある、それは本当にどこなのか調査したり、水が出ていますよと、それは本当に市がやるべきものなのかを調査している部分がある。あと、検討中というのは、まさに先ほど委員がおっしゃった優先順位をつけた中で、いつやっていこうか検討していく、このようなことになっている。
- **2番**（仲田佳正君）報告書の89ページ、健康保養地づくり推進費、歴史案内人養成講座事業の中で、養成講座を行うのが難しかったのは分かるが、今年は16人が案内人と認定されたとあるが、現時点で案内人は何人いて、ガイド付きのウォーキング等の実績などはどのようなものがあるのか教えていただきたい。
- **観光課長**（草嶋耕平君）実績については、自然歴史案内人の研修会というのを3回実施しており、延べ35人の方が参加している状況である。自然歴史案内人会が参加をして、伊豆高原ジオパーク研修会が実施したジオ研ツアーの参加者数については延べ129人となっている。現在、自然歴史案内人会に所属している人数については、今こちらにはないので、また報告させていただきたい。
- **2番**（仲田佳正君）総数が分からないということで、承知した。こういう自然案内をしていくのもまた難しい時期だと承知しているが、90ページに、ガイド付きのウォーキングを実施している自然歴史案内人とジオパーク研究会、スキルアップのための活動に対する一部費用負担



を行ったとあるが、スキルアップのためのどのような事業だったのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）先ほどの自然案内人養成講座のウォーキングの実績ということで、ガイドつきウォーキングの実施回数については、全24回を予定した中、19回実施したという実績がある。今、お尋ねのジオパーク研究会が実施している研修会だが、基本的には、自然歴史案内人会の中に部会があり、1つ挙げると城ヶ崎部会とか、例えば花に興味がある方、歴史に興味がある方、地形に興味がある方と、それぞれ部会で分かれていて、ジオパーク研究会が実施した研修会などについては、主に地形などに興味がある方がより知見を深めるという内容だと承知をしている。

○**委員長**（鳥居康子君）昼食のため午後1時まで休憩する。

午後 0時 2分休憩

---

午後 1時 再開

○**委員長**（鳥居康子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**6番**（浅田良弘君）いろいろな質疑が出た。地域応急処理費のところ、要望受理件数ということで、令和2年度に比べて、令和3年度は随分増えている。この中で、土木関係とか清掃関係の要望が多い。この要望の扱いは、災害発生のおそれがあるような事案とか、災害発生後の倒木の処理だとか、そういう内容はどのぐらい入っているのか。

○**建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）災害の発生の予防といった観点かどうかというのはまた別として、倒木とかそういったものに関しては、令和3年度でいくと、危険木とか倒木ということになるが、6件である。

○**6番**（浅田良弘君）分かった。それと、令和2年度は行政問題等もあったが、令和3年度はその他のところが1件もないということだった。令和2年度と比べて、その他がないのは、コロナの関係とかそういう要因があって要望がなかったのか。そこら辺についてはどうか。

○**建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）主な要因であるが、その他というところは、処理する区分がある中で、そこに該当しないものという区分けかと思う。87ページにもあるように、土木関係、清掃関係、環境関係、行政問題に当てはまらないような、例えば熱海市との市境はどうだみたいな話とか、そういった事案がその他のところには入ってくる。コロナの影響でそもそもということはないと思うが、令和3年度においては要望がなかったところである。

○**6番**（浅田良弘君）先ほどの質疑に答えていたが、地域応急処理費の中の要望の中で、これは行政のやることではない、やらないような発言があった。何を基準にしてそういうふうな行政ではやらないということなのか。

○**建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）先ほど例として挙げたが、要望の箇所が民地そのものと

いうか、公の赤道と民地が接しているところで、当然赤道の部分は市が管理するところであるので、市のほうでやらなければいけない。民地との境界確認もやった中で、そこは個人の土地になるというところもあるし、あと市だけではなくて、例えば国道の要望とか県道の要望は管理者のところを案内する。

- **6番**（浅田良弘君） 県道、国道に関しては市でやることではないと思う。ただ、災害への対応として市でやる必要のない部分であっても、実際に市民の命に影響するようなところであれば、それは今後考えていただきたいと思う。

次に、健康保養地づくりで、市政報告書で言うと92ページから93ページ、2番目に食を通じた健康まちづくり事業、食に対して思い入れがあって、この幾つかの事業で、後半部分の事業についてはコロナ禍で中止であるが、実際に食環境づくり事業、かんたん！げんき！野菜料理レシピコンテストとかバランス弁当普及事業については実施をされていると思う。その中でちょっと気になったのが、こういった事業を推進する中で、実際に食に関してすぐれた作品を表彰した。学校給食の中で料理動画をホームページで配信したりしているが、実際に行った事業の反響みたいなのは何かしらあるのか。

- **観光課長**（草嶋耕平君） かんたん！げんき！野菜料理レシピコンテストとかバランス弁当普及事業であるが、実際やった事業の内容は把握しているものの、実際の事業は健康推進課のほうでやっているの、細かい反響までは把握していない。

- **6番**（浅田良弘君） せっかくいい事業で、これからは食文化という観点からも、以前質問の中でガストロノミーツーリズムという質問をしたが、こういった食に関して主要事業というか、内容を見ると、新しい商品を開発ではないか。そういった事業をしっかりと周知していく。実際に本市の食文化の振興にもぜひとも当てていただく方向でいてほしいと思うが、現状、3年次の事業については、将来的にどういうふうな方向に進めていきたいのか。そこら辺の考えがあれば。

- **観光課長**（草嶋耕平君） この個別事業の中で健康推進課のほうで実施している食環境づくり事業については主に市民向けとなっている。こういう事業も当然大事であるが、議員おっしゃっていたガストロノミーとか、この辺は以前市議会でも質問をいただいたところである。これは、私のほうで検討しているニューツーリズムの一つになってこようかと思う。今回みたいに、例えば一つの例を挙げると、観光客の方が定置網でそこで取れた魚を地域独特の調理法で提供してもらってというのも、ガストロノミーツーリズムになってくるかと思う。市全体としては、こういう食環境の充実を図りながら、観光客向けにはそういう新しい旅行商品みたいなものを掲出していくことになるかと思う。

- **委員長**（鳥居康子君） ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第2項清掃費第5目地域汚水処理費について質疑を行う。事項別明細書は192ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第5款労働費について質疑を行う。事項別明細書は198ページからになる。発言を許す。

○**3番**（四宮和彦君）事項別明細書201ページ、市政報告書のほうだと181ページ、ビジネススクール委託事業の296万3,000円について伺いたい。

事業の概要については、「伊東市ビジネススクールを開催し、求職者及び顧客が殺到する魅力的な企業づくりの推進及びより良い経営人材の育成を図った」と記載があるが、一方で、そう書いてあるだけであって、事業の詳細についての記載は全くない。具体的には、スクールとはいつているわけであるが、普通に考えれば、スクールなので、どういったカリキュラムに基づいて、何回の講座が開講されているというものが表示されていなければおかしい。そこにはどのような参加者が来ていて、その人たちが何人で、なおかつ、何回の講座にその人たちが参加しているのか、そういうデータは一切載っていないから判断のしようがない。要するに、成果があったのかなかったのか、これだけ見ても、ただ単にこういうことを図りましたといっているだけで、成果がある事業だったのかどうか全く分からないことになってしまう。

その辺のところは、単純にどういったカリキュラムに基づいて何回の講座が開かれていて、そこに何人の受講者があったのかということと、その成果としてどういう成果が上げられたのか。例えばビジネススクールの目的がこういう目的にあるのだというのだったら、それを受講したからといって、いきなり翌日からお客殺到とか応募者がばんばん来てなんていうことはあり得ないと思う。そういうことはなかったにしても、でも、参加者が営んでいる事業について、求職者に顧客が目立って増えるような成果につながるような傾向が十分に認められるような、そういう業務的な改善が行われたとか、そういう成果に結びついていつているのか。その辺のところはどうだったのか知りたい。

○**産業課長**（稲葉信洋君）この事業については、募集15人に対して9人が参加している。参加される方には参加料を2万円いただく形で、対象者は市内を拠点とする企業、経営者の後継者、幹部社員、その他、市内を拠点としている公認会計士、税理士といった中小企業を支援をしている方が対象として、主に経営層を対象にしている。講師は一般社団法人を大切にしている経営研究所の坂本先生という方をお願いして事業を行っている。カリキュラムについては、全部で

6回開催している。内容としては、第1回は、いい会社のつくり方、地域における中小企業の役割、第2回は、ぶれない企業20の法則的特徴という内容になっている。最終日は、カリキュラムを通して学んだことを塾生が順番に発表している。受講者から受けてよかったという声はいただいているが、最終的に受講された企業が急にお客さんが増えたとか、急に応募者が殺到したという、そこまでの効果は見られていないという状況である。

- **3番**（四宮和彦君） 実際問題として講座を受けたから突然商売が物すごいことになるのはあり得ない話である。企業経営者の意識改革につながっていくのが認められてくるのであれば、意味がある事業という気がしないでもない。ただ、カリキュラムの内容がPHP出版で載っているような内容だという気もしないでもないで、その辺のところはもう少し専門性の高いものにしていく余地もあるのではないかという気もしないでもない。これは令和4年度も引き続き、定番の事業として今後も次年度以降継続して実施していく予定なのか。
- **産業課長**（稲葉信洋君） 令和4年度も開催する予定で予算を計上したところである。実際、募集をかけたところ1名がもう一度受けたいということで、もう1名は、去年受けた方の紹介ということで、実際、募集期間を延長したり、声かけしたところであるが、最終的に新規に受ける方が1名である。ビジネススクール自身が、実施に当たって実行委員会を組織しており、メンバーは商工会議所の会頭とか、商連の会長であるとか、観光協会の会長、旅館、ホテル協同組合の理事長、中小企業の同友会の伊東支部やハローワークの所長に入っていて、実行委員会で委員に連絡する中で、今年度は参加者が少ないということで、実施は見送りとした。そういう状況であるので、対象者が経営層向けなので、伊東の企業数に鑑みたときに、次年度以降も募集したときに十分な応募者があるかは考えなければいけない。この辺は新年度予算の予算編成作業に向けて検討していきたい。
- **3番**（四宮和彦君） こういうものやる企画自体は決して悪いとは思わない。ビジネススクールをやってみようとか、市内企業を活性化していくためにいろいろな講座を用意するのは悪くない。ただ、現実な問題を考えたときに、企業経営者を対象としたセミナーといった場合に、よほど暇な社長でなければ来れないという話になるだろうと思う。そうだとすると、顧客をここに持ってきたときにはどういう形式のものでやるべきなのかは十分検討されてしかるべきだと思う。もしそうだったら、伊東に観光専門学校であったり、大学観光学部みたいなものをサテライトでもいいから引っ張ってきて、もっとアカデミックなことをやるという企画に振り替えることも検討したほうがいいのではないかと思うが、せっかく始めたのに2年目で頓挫してしまったようなところがあるようなので、再検討願いたい。

次に、同じ事項別明細書、市政報告書では182ページ、労働金庫等貸付金事業で、市政報告書の表の見方がよく分からないので伺う。要は県労働金庫貸付内訳を見ると、住宅建設資金

協調融資、在来軸組木造住宅建設資金協調融資、教育資金協調融資の3項目があって、それぞれに対して伊東市が原資として2,000万円、2,000万円、3,000万円を出資している。その合計額で7,000万円であるが、実際に融資をしている金額を見ると、順に2,066万円、ゼロ円、2,038万円となっていて、伊東市が原資を提供しなくても、労働金庫の原資だけで賄えてしまう出資しかしていないのではないかという気がする。伊東市の提供した資金がどのように融資に生かされているのか、この表だけではよく分からないので、伊東市が用意した原資は、この融資に関してどういう形で使われているのか。

○**産業課長**（稲葉信洋君）住宅建設資金の協調融資で見ると、原資が労働金庫が4,000万円ということで、この場合は市が2,000万円に対して融資枠が6,000万円設定されるので、3倍協調になる。たとえば、6,000万円の融資枠に対して3,000万円融資し、半分消化された場合は、市のほうも2,000万円出したうちの1,000万円使って、労金の4,000万円に対して2,000万円使っているという形になっている。今のケースでは、残金の1,000万円は年度末に市のほうに戻ってくる。さらにその年の実行されなかった執行残の金額プラス、例えば3倍協調の場合、過去に借入れをされた方がローンで返済されるが、その元金を返済されたうちの金額の3分の1が市に戻るということで、市が出したお金は必ず戻ってくる仕組みになる。在来軸組木造住宅建設資金の協調資金は、市が出した金額と労働金庫が出した金額と同額ということで、こちらは2倍協調ということで、それに伴って金利が下がってくる形になる。指摘のとおり、今、融資実行が少ないという状況もあるので、先ほどの話のとおり、建築費が高騰している中で、現在の融資限度額が1件当たり700万円になっているので、そうすると、基本的には家を建てられる方のローンを組む方は700万円では足りないので、この協調融資プラス別のローンを組まなければならないというケースがあるので、700万円の限度額を新年度に向けてはもう少し引き上げるようなことを検討している。

○**3番**（四宮和彦君）要するに、先ほどの住宅建設で言うと、市と労金が1対2の割合で出しているから伊東市の負担分は3分の1だという話である。そうすると、2,066万円の3分の1は伊東市側の原資から融資がなされている。当然、返済のときにも同じ割合での返済がそのままされるという話で理解した。ただ、現実問題として言うと、かなり融資枠が余っている状況なので、この辺は今の話だと、別の融資ができるようなことは考えられないという話だったので、やはり改善していかないとまずいのではないか。

あと、これに関して言うと、在来軸組木造住宅建設資金に関しては融資件数ゼロである。これは必要な融資枠か。

○**産業課長**（稲葉信洋君）この在来軸組木造住宅建設資金の枠が設けられた経緯であるが、建築される方が、最近の傾向として、大手のハウスメーカーを使って建築されることが多いという

ことで、地元の大工さんを使っていたらこうという中で、この制度が新たな項目として過去にできた経緯がある。そういう中で、住宅建設資金協調融資のほうは、3倍協調で利率が0.9%であるが、在来のほうはそこを2倍協調にして金利も0.7%ということで、少しでもこちらを使っていたらいいというように制度設計しているが、委員ご指摘のとおり、令和3年度については融資実行していないのが現実である。

○3番（四宮和彦君）そういう話だと、例えば、ここの枠の2,000万円を住宅建設資金側の原資に貸してしまって、4,000万円、4,000万円であれば金利を下げられるのではないか。その辺が本当に必要な融資枠なのかどうかは再検討が必要ではないか。

もう一つ確認であるが、これは併用できるのか。例えば、住宅建設資金の融資を受けて、なおかつ、この在来軸組木造融資も同時に受けて、そういう工法でも家を建てるという形で、区として700万円、700万円で、1,400万円を借りることも可能なのか。

○産業課長（稲葉信洋君）住宅建設資金と在来軸組を併用することはできない。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第6款農林水産業費について質疑を行う。事項別明細書は200ページからになる。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）事項別明細書の201ページ及び市政報告書の185ページ。特に市政報告書の報告内容で伺いたいが、185ページの農地関係の表に記載されている農地法上の各種の申請状況についてのところ。291アールの農地、権利関係の変更に関して幾つかの申請が出ているのがこうだという話であるが、農地のままの権利移動が151アールということは、残り140アールは転用か非農地になる。そうすると、年間に140アールの農地が土地台帳上で見れば減少していることになってしまう。そうすると、転用または非農地証明になっている土地は、主にどのような目的で農地から転用されているのか。

○産業課長（稲葉信洋君）この上から3番目の農地法第5条、転用を目的とする権利移動については、ここは主には一般のサラリーマンの方が農地を取得して自己住宅を建てると。これについては、そういう計画も、建物の平面図、立面図とか、銀行の融資事項がある程度、内諾を得ているとか、そういう諸条件が全て整って、本当に農地を取得した後にしっかりと建てるというところまで裏づけがされた中で、農業委員会で現地調査とか、農業委員さんが審議した中で、まとめられてきている案件である。

非農地については最近かなり面積が大きくなってきている。その理由としては、過去に、例えば道路を整備したいという要望が地元からあったときに、相当昔の話であるが、事業とし

て、例えば県等に採択していただくように、かなり無理やり周辺を農地として扱って、実際はそこが農地として耕作されてなく、今、現地へ行くと、本当にもう大木が生えていて山林でありそういうところを台帳上は今までは農地だったが、現実が、もう大木が生えてきて、とてもとても農地には戻せる状態ではないだろう。そういうところを積極的に正しい位置に、今、直している状態で、そういう中でかなり非農地をやってきている状況にある。

- 3番**（四宮和彦君）私も農業委員をやっていたときがあるので、現地調査に行くと、現況が登記と全然違う事態が多数あるので、実際、もう古いところ、例えば田んぼであるところがアパートになっていたりとかというのは間々あるので、そういうときにどうするのかという話で、非農地状況をまた出して現況に合わせる。実際は、もう現況に全部合わせていってしまうところもあると思うが、伊東市の場合だと、先ほどの、例えば農家の息子さんが家を建てようという、土地の地目上は農地だけれども、そこを転用して宅地化してとかというのも、あるのだろうとは思う。ただ、今考えていくと、さっき言ったような登記上の地目と実態が必ずしも一致しているとは限らないような現況があるので、正確なところは分からないのかもしれないが、伊東市の場合は農地面積が決してそんなに広い町ではない。こちら側の資料だと、全部で耕地面積が383ヘクタール程度しかないので、非常に狭い農地しかない。

そういった中で、でも、ある意味、農地転用というのと、大体宅地にするとか、そういう話になってくるものが、伊東市の場合は大規模開発で、何かそこに工場団地ができたという話はほとんど聞かないので。そうすると、ある意味、宅地化が進むという方向で行ってしまうとすると、農地は一回転用されてしまったら戻らない。不可逆的である。今まで家が建っていたところが、今度ここは農地になったなどという話は、まず聞くことがない。そうすると、減る一方になっていってしまう気がするが、しかし、よくよく考えてみると、人口が減少していく中で、それほど土地の需要が今後高まるなどということも、あり得るのかという気もしないでもないぐらい、宅地数量が増加しているともとても思えない。それこそ、今、建築需要は伊東市内では冷え込んでしまっているところがあるので、それを考えれば、宅地の需要自体がないから、そういうものにもなってくるのだろうと思う。

もう少し絞った話で言うと、転用目的で農地法の申請が出てくるものは宅地以外はないか。例えばの話、今後ここに大規模太陽光発電所を建設するみたいな話があったりだとかというのは出てこないか。要するに、宅地以外で何か転用目的で出てくるものはないか。

- 産業課長**（稲葉信洋君）例えばであるが、農地法の第4条で権利移動を伴わない転用という形になると、例えば農家さんが自分の持っている土地を、たまたま持っているのが市街地だったりすると、そこを駐車場にして貸したいとかというのは、権利移動を伴わない、していく形だと思う。あとは、先ほど第5条の中で、一般のサラリーマンの方が農地を取得して、そこに住

宅を建てるという話もさせていただいたが、例えば案件としては、宿泊施設を、ちょっと大きめなものを建てたいが、その敷地の一部が農地が残っていて、転用をかけられるかというケースもある。

- **3番**（四宮和彦君）農業振興もしなければいけないと言いつつ、農地が減る一方であって、ある意味、土地の面積が減っていくこと以上に、伊東に限らずだろうと思うが、農業従事者の減少である。今、農業政策のものをみると、伊東市内の年間60日以上農業に従事した人は、たしか405人ぐらいしかいなかったと思うので、そうすると、農業に携わっている人は、もうはっきり言っていないと言ってもいいぐらいではないか。就農する人がいなければ、当然農地が荒れてしまい、有休農地がどんどん増えていってしまうことの繰り返しになるので。

そこで、農業振興費のことを伺いたいですが、次のところ、事項別明細書だと203ページ、市政報告書だと186ページになると思う。いろいろと農業振興に関わる事業が列挙されているが、まず、市民農園事業について伺いたいですが、これは要は、市民農園を運営していくための農地の賃借料だと思う。35万8,000円である。市民農園の総面積はどれだけになるか。

- **産業課長**（稲葉信洋君）面積的には1万7,390平方メートルである。
- **3番**（四宮和彦君）イメージがなかなか分からないが、1.7ヘクタールということである。ただ、これは1筆ではなく、何か所かの合計だと思う。市民農園は何か所運営しているのか。
- **産業課長**（稲葉信洋君）場所的には1か所である。ただ、市が直接ではなくて、NPO法人郷組というところが運営している。ここの土地の所有者は全体で6人で、そのうち3人は賃借権ということで、お金を払っている。1人の方は、一部の筆は賃借権、一部の筆は使用貸借で、2人の方が使用貸借になっている。この32万8,000円の内訳としては、賃貸借の方4名に対して、15万円の方が2人、8,000円の方が1人と、2万円の方が1人という内訳になっている。
- **3番**（四宮和彦君）要は地代の賃借料に関していえば、単純に面積割だと思う。その部分は分かった。ちなみに、市民農園の利用者は何人ぐらいか。
- **産業課長**（稲葉信洋君）市民農園の中が、家庭菜園的に取り組んでいる方用の市民農園と、これから農家を目指そうということで、通常1年ぐらいのトレーニング期間が必要な担い手育成型市民農園と、大きく2つに分かれている。人数は把握していないが、今現在、市民農園については101区画で利用数48区画、担い手育成型市民農園は18区画のうち13区画が利用されている。
- **3番**（四宮和彦君）18区画中13区画ということは、就農を目指している人たちのほうはそれなりにニーズがあると思うが、一般の市民農園のほうは101区画中48区画で、半分以上余っている。これは随時募集をかけているのか。



- 産業課長（稲葉信洋君）随時募集している。
- 3番（四宮和彦君）NPOが実施主体ということで、そこが受付業務などをやっていると思う。そうすると、ほかの部分でやっているのかもしれないが、市とNPO法人の関係と市民農園の運営の形式がよく分からない。NPO法人が市の委託事業としてやっているのか、NPO法人が自主的に独立でやっているところに伊東市が助成とか補助をしているのか。その辺のNPOと市との関係はどういう形になっているのか。
- 産業課長（稲葉信洋君）形上は、NPOと農地の所有者が直接的に契約を結ぶことができないので、市が仲立して地権者の方から32万8,000円で借り受けて、NPOから市が32万8,000円、同額を頂いている。土地の貸し借りの仲立を市がしている状況である。
- 3番（四宮和彦君）そうすると、土地を伊東市が借りてあげて、それをNPO法人に転貸している形になるだけで、伊東市が事業をやっているわけではないということになる。市民農園事業ではなくて、まさに特定農地賃借料というものが伊東市側に発生しているだけの話だと思う。ただ、せっかく就農者の育成とかも図っている事業なので、単に土地の又貸しの役割しかしていないというのではなく、もうちょっと積極的な関わり方もあっていいのではないか。伊東市は、地代の支払いの仲介をしている以外、この市民農園事業には一切関わりはないのか。
- 産業課長（稲葉信洋君）窓口パンフレットを置いたりしているが、基本的に運営については郷組にお願いしている。農家になるためには、この市民農園の区画を使っただけのほか、例えばJAのトレーニング圃場だったり、場合によっては個別農家による技術指導などを受ける方法もあるので、この担い手の区画については、その農家になる方法の一つという位置づけになっている。
- 3番（四宮和彦君）分かったが、そうはいつでも、その後のところにあるように、農業振興事業補助金として、農業体験を通して担い手育成を図るような事業を同時にやっているんで、相互に関連している事業が並列的に行われているような気もしないでもない。この辺はもっと有機的な連携が図れないものかという気がする。これら事業は全く独立に進められているのか。
- 産業課長（稲葉信洋君）農業体験事業のところ、事業の概要として「農業体験を通じた担い手育成を図るため、農業体験事業を行う伊東市担い手育成総合支援協議会に対し補助した」とあるが、実態は、社会福祉法人クープのプラウ利用者の方向けに、年15回ほど農業体験的なものを開かせていただいている。
- 3番（四宮和彦君）あと、同じ表の中で、下のほうに31万9,000円で6次産業化推進事業がある。6次産業化という大それたことをやる割には小規模な予算の気がしないでもないが、これだけの説明だとよく分からない。「6次産業化の推進を図る農業者に対し、商品開発等の費用を補助した」とあるが、この事業を通じて商品化されたものは具体的にどんなものが

あるか。

- 産業課長（稲葉信洋君）事業の名称に比べると実績的にはあまり目立つものがないと思うが、多いのは焼き芋の製造機を買うとか、令和2年度の実績ではトマトジェラートの製造、委託とか、令和3年度の31万9,000円の実績は2件あり、1件は焼き芋、もう1件はハート型のレモンを育てるための型枠とか試作品に補助している。
- 3番（四宮和彦君）すごくマニアックな世界に入っている気がしないでもないが、実際にこういうもので補助はしていると言うが、例えばこれが流通経路に乗っているとか、完成品としての商品はまだできていないのか。6次産業化というのはそこまでのことを言うわけで、生産して、売るところまでいかなければしょうがないわけだから、商品化されたものの販路とか、開拓に関してまでは、この事業では行っていないのか。
- 産業課長（稲葉信洋君）そこまでは、まだ到達していないという認識である。
- 3番（四宮和彦君）分かった。ただ、何が生まれるか分からないので、この辺の事業はもう少し手厚くやったほうが面白いものが出てくると思うので、継続していただきたい。

市政報告書187ページに、農用地利用集積の数字が書いていて、遊休農地の有効利用により、農家の規模拡大と育成を図るため、利用権設定による農用地利用集積事業を推進したと、貸し手農家が34戸、借り手農家が21戸、利用権設定面積が3万4,416平方メートルとなっているが、この辺がよく分からない。これは現在、利用可能な遊休農地、要するに分母になるものがどれだけあるのか分からないので、利用権設定面積が増えていっているのか、どうなっているのか分からない。利用権設定面積の占める割合が分からないから、利用可能な遊休農地の総面積はどれぐらいあるのか。

- 産業課長（稲葉信洋君）この制度は所有権は持ったまま、例えば自分自身は高齢化によって耕作が厳しいときに、耕作のできる農家が借りて耕作をしていただく仕組みになっている。

分母となる農地の面積という形になってくると、耕地面積・農家戸数の耕地計383ヘクタールが分母になってくると考えている。

- 3番（四宮和彦君）でも、この383ヘクタールの中には、現に農家を行っているところもあるだろうだから、要は遊休農地を中間農業法人などを介してマッチングをする、うちの土地が余っていて耕作していないから貸したいです、あと、就農したい人、私は借りたいですというところをマッチングして行って、土地利用を進めていくという話だったのではないかな。単純な話、貸し手農家が何件あって、その人たちがどれだけ土地を持っているのか分かれば、利用可能農地面積が分かるのではないかな。農地を持っていても貸したくない人もいるわけで、要するに利用可能な遊休農地というのは、貸手側が私はもう農業はできないけれどももといつて、そのままほったらかしになってしまっているのだから、使いたい人がいればぜひ貸したいですといつて

届け出ている人たち側の話だから、それを合計すればいい気がするが、その辺はどうか。

○産業課長（稲葉信洋君）今、市政報告書に載っている数値の部分しか、現在、把握していない。

○3番（四宮和彦君）現段階では分からないという話だが、農地の利用集積が進んでいるのかどうか見るためには、貸手側がどう推移しているのか、遊休農地がどれぐらいの面積増えているのか、そのうち借手がちゃんとついて、ちゃんと利用されているところはどれだけなのか分からないと、ただこれだけの数字を並べられても何も理解するところがない。現在、分からないのだから、今後、データをまとめるときには、そういう趣旨でちゃんと相手側が理解できるような数字としてまとめていただきたいということだけ申し上げておく。

林業振興費で、一つだけ、全体像の話として言っておきたい。林業振興費と言っているが、実際、掲載されている事業は、森林保全とかの話しかない。つまり林業を振興するという事業はない。現実問題として、国産木材の需要もないし、江戸時代のように木炭の需要がありますみたいな話もないから、林業を成立させていくことはなかなか難しいかもしれない。ただ、森林保全を目的としたとしても、最低限の林業従事者は必要なわけで、そういった予算項目は今後つくっていかないのか。就農者をつくるのと同じで、林業に携わる人を育成していくなどの予算メニューをつくっていくことはできないのか。

○産業課長（稲葉信洋君）できるか、できないかという話だと、できないことはないと思うが、農家が増えない一つの要因としては、小規模な農家では、それだけでは生活ができない。全国的な話だが、今、農地の集積とか、民間が入って農業から大規模展開されるような状況になってきているが、そういう形で林業も、例えば若者が憧れを持って、林業をやると裕福な暮らしや生活ができるような業種になってくれば、必然的に育成を図って林業に就く方もいると思うが、現実問題として、市内で林業者の方は存在しない状況である。伊東市の地形的に見ても、池とか八幡野の天城霊園に登っていく道沿いなどは今も植林したりしているが、それ以外の部分は、地形的にも、林業を営んで、最終的に生計まで立てていくのはなかなか厳しい状況である。そういう意味では、市が仮に育成のプログラムをつくったとしても、市内で林業をなりわいとして生活できていくかというとなかなか厳しいと認識している。

○3番（四宮和彦君）従来のような木を切り出して、それを材木として売ってという林業は恐らく日本国内で成り立たないが、変な話、森林を管理するという仕事は必要なわけである。つい数か月前だったか、静岡市のどこかで事件があった。民有林の間伐をお願いしたら、森林組合か何かが、一山そのまま全部伐採してしまったみたいな話があって大騒ぎになった。ああいうのも、森、林をちゃんと知っている、技術的なものが途絶えてしまっているから起こるのだと思うので、まさにそういうプロフェッショナルをちゃんと育成していくことになれば、それが

山を管理するという一つの産業化していく可能性はある。まさにそのような管理、保全を必要としている地方公共団体などがそれを事業化することによって、そういう人材を雇っていくことは可能なわけである。そういう意味で言えば、産業をつくっていくことにあっても、一つの林業の可能性としてはあり得るのではないかと思うので、その辺はぜひ検討をお願いしたい。

○2番（仲田佳正君）報告書186ページ、有害鳥獣対策は、この表にもあるように、猟友会事業、有害鳥獣対策等事業、有害鳥獣対策協議会事業等々に補助金を出している。鳥獣被害は難しい、なかなか解決策が見えないのは承知している。ましてや山は地続きなので、柵を造って他の市から伊東市への侵入を防ぐなどというのも不可能な話である。そういったところで補助を出しているのは分かるが、例えば、市で広域的に隣の伊豆市などと対策協議、情報交換みたいなものは行っているのか。

もう1点、一番下の有害鳥獣対策事業で、地域おこし協力隊員と業務委託契約を締結し、資源化事業を行っているとあるが、この資源化の事業というのは具体的にどのようなものなのか、その2点を伺いたい。

○産業課長（稲葉信洋君）他市との連携については、特に農地の被害防止が一つのメインになってくるので、そういう意味では、今、農協が合併して富士伊豆農協という形になったが、今でもあいら伊豆地区本部ということで、宇佐美が統括部署なので、熱海市、伊東市というブロックで動いている。例えば、真ん中にある有害鳥獣対策協議会事業425万2,000円は、令和2年度はなかったが、令和3年度は425万2,000円ついている。これは熱海市と伊東市で事務局を交互に行っていて、実際は補助金10分の10の事業で、そういう意味では、常に熱海市、伊東市は農協のあいら伊豆地区本部等を中心に連携は図っている。

地域おこし協力隊の関係で、具体的にどのようなものをつくっているのかという話だが、こちらの地域おこし協力隊は、主に天城高原のほうで活動しており、天城高原で鹿を捕獲して、それを乾燥させてペットフードなんかに加工している。

○2番（仲田佳正君）資源化事業ということは、例えば人が食べるようなものを調理して、加工してというものではないのか。

○産業課長（稲葉信洋君）地域おこし協力隊員が行っている部分は、そういう形になる。市内で捕獲されたイノシシ、鹿などは、八幡野のほうにジビエを加工している業者がいて、そちらで引き取って、実際、ファーマーズマーケットなどでジビエの販売をされている状況になっている。

○2番（仲田佳正君）分かった。

もう1点、報告書189ページ、松くい虫の防除事業で500万円近くの事業費が出ている。城ヶ崎海岸を対象に薬剤の注入をしていて、かなりの広い範囲だと思うが、これは一遍に

行ってしまふものなのか、ある程度区域を分けて行っているものなのか。また、城ヶ崎以外、ほかの地域でも行っているところがあるのか、伺いたい。

- 産業課長（稲葉信洋君）地域的なところからお答えすると、基本的には城ヶ崎海岸一帯のみである。

作業については、マツクイムシの予防剤は、一度注入すると6年程度は効果がある。実際は約15ヘクタールほどの面積を6つに分けて、順次、6年かけてローテーションしていく形になっている。

- 2番（仲田佳正君）6年たつと最初に注入したところに戻る、極端な話、一生続くという意味合いだということで、理解した。

- 委員長（鳥居康子君）10分間ほど休憩する。

午後 2時 休憩

---

午後 2時 9分再開

- 委員長（鳥居康子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

- 5番（大川勝弘君）有害鳥獣のことで幾つか聞きたい。猟友会の補助であるが、定額の補助を出しているのか、1匹当たりとか成果制とかそういう形でつけているのか。その辺聞きたい。

- 産業課長（稲葉信洋君）猟友会については、平成28年に39万5,000円という金額に変わっている。その前が20万円で、39万5,000円に上げた理由としては、AEDを導入したいというそのリース料、その分が19万円増額して、平成28年から39万5,000円となっているが、そこからは令和3年度まで定額になる。

- 5番（大川勝弘君）分かった。地域によっては、例えば沖縄では蛇を捕まえたら1匹幾らとかそういうふうに出しているところがあったので、伊東市ではそういう形ができないのかと思ったのが1点。

今、市内にもイノシシが結構出ていて、以前私のほうにも問合せがあつて、結構駅の近くまでもイノシシが出ていて、伊東駅の近くというところ、かなり繁華街にもなっている。わなの設置について問い合わせたところ、今半年待ちという状況になっている。補助金を幾つか出している中で、そういうピンポイントで危ない地域とか、そういうところの問合せはどういう団体がどういう形でやっているのか。そこら辺を聞かせていただければと思う。

- 産業課長（稲葉信洋君）有害鳥獣対策費関係については、大きく分けると3つに分かれている。

1つは、山間部、猟銃を使って駆除できるようなところ、こちらが猟友会にお願いして、その補助金が今の39万5,000円という形になっている。

委員から先ほど話のあつた捕獲頭数に対しての補助という部分は、決算書で申し上げると2

05ページ、農業振興費、大事業2の農業振興対策事業の18節負担金補助及び交付金の一番下にある有害鳥獣対策協議会425万円である。こちらが全額国から県を通じてくる補助金であるが、こちらを伊東市と熱海市が交互に事務局を担っており、令和3年度と4年度は伊東市が事務局となっている。こちらのほうについては、具体的に申し上げますと、例えばイノシシで成獣だと7,000円とか、幼獣だと1,000円とか、鹿で成獣だと7,000円、幼獣だと1,000円とか、金額が決まっている。先ほど委員おっしゃられたとおり、こちらは捕獲頭数に対して補助が出てくる形になっている。

あと、先ほど山の部分は猟友会という話をしたが、もう一つは、農地のほうの被害防止という観点から、こちらについては、決算書で言うと、有害鳥獣対策事業等補助金の200万円が、今現在、富士伊豆農協あいら伊豆地区本部に200万円出しており、農地周辺の鳥獣対策をやっている形になっている。

あとは、決算書では203ページの農業振興費の大事業2、農業振興対策事業の下のところに会計年度任用職員報酬がある。こちらで市のほうで会計年度任用職員2名を雇用して、月曜日から金曜日とフルに伊東市内に箱わなを設置してあるところの餌やりとか、捕獲されていたら回収をやっているところである。繰り返しになるが、箱わなは、農地でもなく、どちらかというところ、宅地に近いようなところで、畑だと、くくりわなで対応している。

先ほど委員がおっしゃられた半年待つという話があったが、実は、少し前までは、豚熱というイノシシと豚だけがかかる病気が結構発生して、イノシシは今年は少ないという話で、確かに少なかった。ここ二、三週間ぐらいで急に山から民家の近くまで下りてきて、民家の周辺に出没するというので、箱わなを貸してほしい、置いてほしいという要望が急増して、半年までは待たせないと思うが、現状、1か月か2か月ぐらいは待つていただく状況になっている。

○5番（大川勝弘君）大体内容は理解して、最後に1点、被害で言うと、鹿とかイノシシは割と人間が怖いというイメージであるが、建物に対してハクビシンの被害が結構聞かれて、特に古い建物の中に入って、そういう形なのか、ハクビシンを捕まえたときの金額とか、あとはわなもハクビシンに対してもどこかに委託しているような形になるのか。

○産業課長（稲葉信洋君）ハクビシンとタイワンリスとアナグマの1頭当たり交付額は1,000円である。ちなみにハクビシンの令和3年度における市の捕獲許可分で捕獲した分が63頭で、ハクビシンとか小型の鳥獣の捕獲は、市の会計年度任用職員が巡回している箱わなが基本になる。箱わな自体が比較的大型なイノシシとか鹿に対応できるものと、ハクビシンとか小型のものとおりが大きさがあって、住民の方からハクビシンが出るといって、小型なものを数週間にわたって置いて捕獲する取組をしている。

○6番（浅田良弘君）市政報告書の189ページであるが、この中の森林環境整備事業において、

森林経営管理制度に基づく意向調査。昨年あたりは制度というものがなくて、ただの意向調査になっている。これは何か制度として令和3年度からルール化されたということになったのか。

- 産業課長（稲葉信洋君）令和2年4月の資料であるが、林野庁から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度ということで、基本的には、これまでは森林所有者が自ら森林を管理するという形であったが、今後は森林環境譲与税を活用する中で、本人の意向を確認する中で、例えば第三者に森林の管理を委託するとか、そういう形の中で、今回、森林経営管理制度に基づくという言葉に変えさせていただいた。中身的には令和2年度の中身と変わっているわけではない。
- 6番（浅田良弘君）分かった。ただ、意向調査をする中で、今回、制度ということであるが、ここら辺はルールみたいなものはできているのか、あるいは調査をすることによって、本市に与える影響みたいのはあるのか。
- 産業課長（稲葉信洋君）この事業そのものが森林環境譲与税を財源としており、県のほうで森づくり県民制度がもともとあって、森林環境譲与税が今後、予定としては令和6年度からは市税としても均等割的な課税がされるという予定になっている。

今現在、国のほうから譲与税として財源が来ている状況の中で、言葉として適切かどうか分からないが、基本的に譲与税を財源として全て基金に積むのではなくて、森林環境譲与税の使用目的に合った事業を推進しろという部分もあり、そういう中で、今現在は令和元年度に伊東・小室地区の森林所有者に、森林を今後自分で管理していくのか、それとも第三者に委託していきたいのか、そういう内容的な意向調査を段階的にやっている。

令和元年度は伊東・小室地区、令和2年度は池地区、令和3年度は八幡野地区を実施しており、段階的に地域の意向調査をやっているところであるが、調査だけしてあまり時間がたってしまうと、その間に所有者が替わったり、状況が変わってしまうものなので、令和5年度に向けては、実際に回答いただいた内容に基づいて、何らかの事業展開をできるように今検討をしているところである。

- 6番（浅田良弘君）分かった。そういう税に関しての詳細なことは財政課もないので聞けないが、またそういう内容等の変更があれば、速やかに議会に報告をいただければと思う。
- 委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第7款観光商工費について質疑を行う。事項別明細書は210ページからになる。発言を許す。

- 3番（四宮和彦君）事項別明細書の213ページ、観光動態統計調査について伺う。市政報告書では、今回、サンプル数が収集できなかったということで、これはコロナの影響なのかとい

う気がする。予定サンプル数1,700に対して1,362のサンプル数ということで言うと、予定数の8割は集まったということだと思う。この辺は2割足りなかったことは、統計上正確性に対して物すごい影響が起り得るような数字になるのか。そもそも予定サンプル数の1,700という数字については、統計学上のどういった根拠に基づいて設定された数字なのか、この辺を教えていただきたい。また、サンプルが集まらなかった理由としては、コロナで来遊客数が少なかったから集まらなかったのか、あるいは調査員自体が集まらなかったのか、その辺の事情はどうか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）ももとの1,700のサンプルは、統計上それだけのサンプルがあれば統計として成り立つというところでこのサンプル数とした。今回、1,362と2割ぐらい少ない状況であるが、この数でも統計上の1,700取ったときとの差は問題ない。サンプルが少なくなった理由については、委員指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響であるが、対面聞き取り方式の調査であるので、観光客に調査をお願いすることに拒む状況が多くて、調査する側の人はいたが、調査に協力していただける方が少なかった。

○**3番**（四宮和彦君）対面調査になると、コロナの影響を考えると、勘弁してくださいという人が多くなると思う。調査期間は、本当にこのとおりしか知らないが、4月1日から3月31日までの丸1年間である。そうすると、観光シーズンと、そうでないシーズンとあるかもしれないが、平均化して考えると、1日当たり4～5人調査すれば達成できてしまう数字なのではないかという気もしないでもない。そうすると、調査手法としてどうだったのか。特に伊東駅とか伊豆高原駅とか、主要駅のほかに、マリントウンとか、ぐらんぱる公園とか、車で来る人たちが立ち寄るであろうところに1日張りついて5人調査することはそんなに難しい話ではないような気もしないでもないが、そんなに難しいのか。調査スケジュールとか、方法は具体的にどのような形で進められたのか。例えば調査する期間は、1年365日であれば4～5人ではないかと思うが、そんなにできない、週末だけなのか、あるいは観光シーズンの何月から何月までの間だけという感じなのか、その辺のスケジュールとか方法は具体的にどのような感じで進めたのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）具体的な調査の実施スケジュールについては、1年間の第1期から第3期までに分けて、第1期は4月1日から7月31日、第2期は8月1日から11月30日、第3期は12月1日から3月31日である。伊東駅と伊豆高原駅、伊東マリントウンの3か所で対面聞き取り方式で行った。第1期は調査枚数が411、第2期が405、第3期が546となっており、1日当たりになると、そんなに大した数ではないが、特にマリントウンでの話を聞くと、観光客の方たちが全く話を聞いてくれないような状況もあったと聞いているので、数は少ないが、なかなか調査としては厳しかった。



- **3番**（四宮和彦君）調査に応じてくれなかったということであるが、例えば調査に応じてくれた方にプレゼントをすとかということとはしていないのか。
- **観光課長**（草嶋耕平君）調査に応じていただいた方には、ノベルティーを渡しているが、高価なものではないので、観光客の方も、声をかけた時点で、いや、ちょっとみたいな形の方が多かったと聞いている。
- **3番**（四宮和彦君）この調査に関しては、今年度から調査手法がデジタル化されて、新しいやり方でやるような形になったはずである。この手法での統計調査は次年度以降はなくなるということなのか。
- **観光課長**（草嶋耕平君）委員指摘のとおり、このやり方での調査は令和3年度で終了であり、本年度からウェブ調査に振り替えており、ウェブ調査もサンプル数が決まっているが、例えばその期間中にサンプル数に届かなかった場合は、不足した部分については対面でやるという、2段階方式になっている。今のところ、ウェブ上で足りないという状況は発生していないと聞いている。この調査は令和3年度で終了になるが、可能な限り、ウェブ調査に移行した段階で、調査項目であるとか、その辺を今までやってきたものとの連続性を考慮した内容にしていきたい。
- **3番**（四宮和彦君）引き続き、観光施設費で伺う。213ページ、観光施設維持管理事業があるが、その中で気になったのが、市営海浜プールの管理運営事業であるが、額としては施設管理事業の全体から比べれば小さな金額かもしれないが、549万円という管理運営事業である。市政報告書の実績数字を見ると、営業期間がこの年は7月22日から8月19日で、30日間である。この間の入場者数が1,969人ということは、1日当たり65～66人しか来ていないという話である。今はどうか分からないが、私が小学生の頃は、そこまで自転車でいった記憶があるが、すごく混んでいた。まさか65～66人しか来ていないという状況ではなかった。25mプールは芋洗い状態だった。それに比べると、ほとんど利用している人はいるのかなというレベルのすかすかの状態なのではないかと思えるが、この辺、1日当たり65～66人の入場者のために、この期間中、総額で549万円の予算をかけるのがどんな意味があるのか。例えば利用料金にしても大人が150円で、子供が40円だったか、割引がほかにもあるかもしれないが、一般的に外向けに表示されている利用料金としてはその金額であった。利用者数に換算すると、この期間中の入場料は14万9,160円で、僅か15万円弱という金額にしかならない。そうすると、利潤を追求しているわけではないからいいという話かもしれないが、大赤字である。549万円の管理事業をやっている利用料収益が15万円という話になってしまう。市営プールをやっていくという事業を継続していくことの意味はどのように考えているか。

- 観光課長**（草嶋耕平君）昨年、令和3年度は1日当たり平均67名の利用ということで、平成30年度は平均143名であった。ここはコロナ禍の影響があり、令和2年度は1日の入場者の上限を100人に設定して営業した。100人に達した時点で、帰る人もいたが、帰る人がいた分、その後入れるかということ、100人に達した時点でそれ以降は入れなかったという対応をしたことによって、人数が減ったところもある。ただ、それはコロナでそういう対応をしたことで、利益を追求しているわけではないが、今後の市営プールを考えていくときに、老朽化もしているので、市営プールを改修、建替えるのか、もしくはなくすのか、こういうことも考えていかなければいけない。
- 3番**（四宮和彦君）プールの来場者数が1,969人ということは分かった。利用者がどういう人たちなのか気になる。例えば伊東市民が利用しているのか、伊東に来た観光客もこの中に含まれているのか、その辺の内訳は把握しているのか。
- 観光課長**（草嶋耕平君）利用者の内訳として、市民利用か観光客利用かの統計は取っていない。大人、子供の区分けはしている。実際、利用しているのは主には市内の子供が利用していると承知している。
- 3番**（四宮和彦君）私が子供時代からそうだったと思うが、まずあそこは伊東市民しか利用しない。よそから来て観光客が利用しているのは見かけたことがない。プールに行けばみんな知った顔しかいないのが実態だった。実際問題として、海があって、海水浴場がすぐ隣接して存在していて、大きめのホテルだったらホテル内にプールが存在していて、そういうところに宿泊している人はわざわざ市営プールに行く必要がないわけだから、それを考えると、まず観光客が来ることはあり得ないと思う。そうすると、これはあくまでも市民向けの伊東市が整備している体育施設であるという位置づけで今後これを運営していくのだとしたらば、利用料金をどうするのかということを見直して、これは存続していくべきものなのか、あるいは体育施設として整備し直すのかという、その辺の何のプールなのかという、事業目的自体が訳が分からないものになってしまっている。ただの娯楽施設として整備しているものなのか、スポーツを行うためのものなのか。昔、私が小学校、中学校ぐらいのときはあそこは水泳大会をやっていた。各地の中学生の水泳記録会みたいなもので、私なんかも出たりしていた。25mプールを使ってそういうこともイベント的なものをやっていたが、最近は市営プールを使ったスポーツイベントは聞いたことがない。恐らく何もやっていないと思う。そういうことも含めて、ちゃんと有効な活用方法をしっかりと見出していくのか、さもなくば利用施設として継続する意味がないという話だったら、廃止なら廃止ということを考えていかなければならない。コロナの影響もあって入場者数が少なくなったというのはあるかもしれないが、そもそも1日100人限定でしか入場させていないのならば、30日間営業したからといって、利用料金が

爆発的に増えることはない。せいぜい15万円が30万円になったという話で、事務経費としてかかっている540～550万円のお金はそのままになるわけなので、赤字になることは変わらない。そこは漫然と続けるのではなくて、見直す時期に来ているのではないかという気がするので、検討していただきたい。

引き続き、商工業振興費で伺いたい。まちなかにぎわい創出事業1、130万円、事項別明細書は221ページ、市政報告書が208ページ、これも市政報告書のほうが、事業概要を見た場合に、「「I TO MARCHE」その他のイベントを開催することにより、藤の広場を拠点に中心市街地の活性化を図った」と、何々の活性化を図ったという表現が多い。本当かというものが多い。実際にどうだったのかを見た場合、藤の広場の最寄りの商店街、按針通りとか、あの辺になってくるが、いわゆるシャッター通りである。だから、今年、シャッターアートができていっているわけである。そうすると、何をもって活性化を図ったと言い張っているか、ここら辺を伺いたい。

- 産業課長（稲葉信洋君）まちなかにぎわい創出事業については、1年を通じて、藤の広場の施設のファーストガレージの運営と、藤の広場を活用してI TO MARCHEを開設して、あらゆる世代の方々の交流を図るとともに町なかのにぎわいを創出することを目的として開催している。

令和3年度においてはI TO MARCHEを6回、延べ9日間開催した。出店数は延べ221店舗で、延べ2万2,000人の方の来場があった。緊急事態宣言等により開催できない時期もあったが、令和2年度は延べ131店舗の出店で、来場者数も延べ8,605人で、令和2年度と比較すると比較的順調に運営できた。もう一つ、委員がおっしゃるとおり、決して私どもも藤の広場だけに人が集まればよいとは思っていないで、当然、藤の広場という一つの点を拠点に、商店街も面的に人の流れをつくらなければいけないということで、そういう中で、実際運営をしているR-s h i pさん等とも協議する中で、例えば最近の取組としては、商店街を歩きながらお店の名前を探してスクラッチをやって、巡回して商店街、キネマとか、湯の花とか、そこを回って戻ってくると商品ももらえとか、そういうイベントも大体毎回350人ぐらいの方が参加していただいている、今後についても、藤の広場だけに人を集めるのではなくて、商店街を巡回していただいたり、商店街をただ歩くだけではなくて、それをいかに商店街の販売実績につなげていくかということ、今後研究しながら取り組んでいきたい。

- 3番（四宮和彦君）問題点は事務局も分かっているのだろうと思うが、もう一つ、この辺はどうなんだと思うところはあるが、I TO MARCHEにしても、ほかのイベントもそうであるが、出店者が市外の事業者が結構な数を占める。では、これがどうなのかという場合に、要は、例えば祭りのテキ屋みたいな話になってしまう。その日イベントで来た、もう翌

日いない。そうすると、例えばそこに出店して、何かこれはおいしかった、あれはおいしかった、何かこれは面白かったよというものがあつたとして、今度は追体験しようと思ったときに、実店舗が存在しないという話になってしまう。だとすると、イベント時に何か盛り上がって、にぎわいができても、それが次の日も同じ追体験をしようと思っても、町にそんなものは存在しないという話を繰り返しているのではないか。

これは、もう少し、市内への経済波及効果を考えるということであれば、イベント開催はもう原則、地元事業者のみとかと絞るとか、しかも、実店舗をきちんと経営している店舗の人が行うとかということもやって、イベントと町のつながりがきちんと出来上がっていないと、幾らイベントをばんばん開催したからといっても、結局、では、そのイベントもどうなるかといったら、1回限りで終わりである。商店街に対して、またお客さんがリピーターとしてやってくるかということは、もう二度とない。だから、その辺のやり方も、もう少し考えていかないといけないのではないか。

例えば変な話、また何回も私はギャグのように言っているが、例えば石川県能登町のイカキングを見てほしい。2, 500万円かけた、町民から大ブーイングであった。ところが今、経済波及効果が6億円以上だと言われている。それは何でかといったら、そこに人が来るからである。道の駅に。だから、有形物を作ったほうが経済波及効果は大きいかもしれない。イベントを一過性でやっている、もう二度と見ることができないという話では、何か幻のようなものではないか。だから、そのこのところをもう少し考えていかないといけないのではないかという気がする。特に、I TO MARCHEに限らず、市内で行う商業的イベントについては全面的にやり方を見直すべきだと思うので、その辺だけ一言申し上げておきたい。

それから、引き続き伺いたいのが、商業パワー全開事業という、何かすごい力強い名前の事業があるが、これもまた「商業の活性化を図った」とか言い切ってしまうが、この辺のところを具体的に、どのような事業提案に対しての助成を行ったのか。要するに、商店街のほうで創意工夫する。それで創出する事業だとか、それに直面する課題を抽出して、解決するための事業を実施する商店街団体に対して助成を行ったというわけだから、これは、どういう事業提案に対する助成を行ったのかというのは、これだけの説明だと何も見えてこない。市内できつと何かあつたのだらうと思うが、どれがそういう事業だったのかが全く目に見えない。この辺のところを多少は説明願いたい。

- 産業課長（稲葉信洋君）商業パワー全開事業の関係であるが、令和3年度においては決算額が150万円、50万円掛ける3事業という形になっている。具体的にどのような取組がされたという点については、1つは、協同組合伊東商誠会、これはキネマ通りになる。キネマ通りで、事業名は、通りぶち抜き！迫力の季節装飾！という名前であるが、商店街の隅から隅まで

頭上にイルミネーションなどの装飾を催した。2つ目は、湯の花通り共栄会、こちらが、事業としては、湯の花ライジングできることからやってみようSDGsという名前で、内容は、地域貢献を主体とした事業を展開して周辺地域の来遊を促したいということで、実際にやった内容とすると、空き店舗を利用した音楽コンサートの実施、地域団体の商品券等の配付行っている。最後に、3つ目は、NPO法人R-s h i pが行った事業で、集客動向調査と顧客獲得情報発信ということで、具体的な内容としては、市内商店街において通常時や特定時期や活性化事業の実施時を比較して、どれくらい人の流れがあったとか、そういう把握した事業を展開して、もう一つは、湯の花通りチャレンジショップイベントにおいて、公式LINEにより集客動向を数値化するアプリによる実証実験を行っており、この3つになっている。

○3番（四宮和彦君）これも、もうまた言うのもなんであるが、結局、抽象的に何々の活性化を図ったとか、こういう事業をやったと言われても、何が行われたのか我々は全然分からない。今みたいなことをちゃんと説明するのであれば資料に書いてもらえないか。こういう事業が具体的に行われたということ。そうすれば、かなり効率的に我々もいろいろ、だらだらと長い質問時間を取らなくても済むので、そういうところをもう少し、大変だとは思いますが、議会資料を作るときには十分配慮していただきたい。特に、何かこれから取り組む事業ではなくて、決算なのだから、もうやってしまって、終わって、確定しているものなので、書けと言われてたら書けると思うので、きちんと対応してほしい。

あと、起業支援及び空き店舗対策事業。これも同様であるが、私自身も町なかをぶらついてみたり、車で走っていて通り沿いをのぞいてみたりしたときに、何となく新しい店舗が駅前通りの周辺に、ぽつぽつできたりしている気がしないでもないが、ただ、それが例えば純粋に、ただ新しい店ができただけなのか、あるいは、市の企業支援や空き店舗対策事業として行われたものとして出てきている店舗なのか、それは見分けがつかない。この辺も具体的に、どこの場所のどういった店舗が、この事業の対象となって開店したことになっているのかも、この辺も知らせてほしいので、今分かる範囲で答えられれば教えてほしい。

○産業課長（稲葉信洋君）令和3年度の決算実績として1,052万1,000円という金額になっているが、この補助金については、先日の一般質問であったとおり、一般の起業に対しては50万円で、移住者の方が起業した場合や34歳以下の若者が商店街で起業した場合は100万円、若者で移住者が起業した場合と若者が商店街で起業した場合は200万円支給する内容になっている。補助率は2分の1になっていて、令和3年度の実績としては、場所と店舗の名前等は、今、一覧まで持ち合わせていないが、内訳としては13件、そのうち商店街で起業しているのが1件で、13件のうち4件は若者である。

○3番（四宮和彦君）理解した。伊東市の起業支援でできた店なのだということであれば、せつ

かくだから、行ってみたいと思う。

次の伊東産活力創出事業の300万円。これは、前にも私も何か、指摘したことがあったかと思うが、伊東ブランドの認定も兼ねているが、伊東ブランドの認定に関して、これは粗製乱造したら、かえってブランドの価値を落としてしまいかねないという話を前にしたかと思う。でも、相も変わらず伊東ブランドの認定を継続しているようであるが、これ以上、ブランド認定をやって、どんどんまたブランド数、ブランド商品が増えていくという話になると、あまりプラスにならないのではないかという気がするが、これはどうしてもブランド認定を継続しなければならぬ理由でもあるのか。

- 産業課長（稲葉信洋君）委員ご指摘のとおり、過去にも一度、増え過ぎてしまったものを、再度支援をして精査して、一度数を減らして、また今、積み上げていっている状態で、また徐々に増えてきているような状態である。ただ、一度認定したものを未来永劫でなくて、新規は毎年ということと、ある一定年度がたったときに再審査を受けていただいて、その時点でもう一回、審査員の方の審査を受けて再認定されれば、そのまま継続されるという状況になっている。

確かに委員おっしゃるとおり、あまり数が減り過ぎてしまうと、減り過ぎてしまってブランド価値が落ちてしまうという一面もあるが、一方で、今現在もちょうど募集をしているが、毎年応募がある。令和3年度は5品目のエントリーがあり、そのうちの2つを認定したということで、過去のように商工会議所さんがやっている関係で、例えば会員さんの事業所であったりとかすると、なかなか断りにくいか、そういうものではなくて、審査員の方も18名ほど参加していただく中で、かなり厳密に審査させていただいている。

- 3番（四宮和彦君）前に指摘してから選考手法などについては改善もあったということで、よかったと思う。

ここからは私からの提案だが、もし今後も継続的にブランド認定を進めていくということだと、今は審査員がいるということなので、そんなに難しい話ではないが、要はコンペティション方式にすればいいと思う。例えば2022年度伊東ブランドのグランプリは何々ですとか、あるいは2022年度の金賞はこれですとか、銅賞は参加賞とか。そうすると、この年度限定になるので、例えば平成19年度と20年度のグランプリが並び立つわけである。そうしていけば粗製乱造にはならないのではないか。仮に増えていっても、そんなに問題にならないのではないか。しかも、厳密な審査をした上で判定しているということになれば、ある程度信頼性も置けると思う。伊東ブランド認定をしていく中ではどういうやり方がいいのか、この辺を再検討していただきたい。

もう1点、創業支援事業である。伊東創業塾を開催したということで、内容は創業に係る様々な知識の習得の機会提供のようだが、これもさっきのビジネススクールの話と同じで、ど

れだけの期間、何回にわたって開講されて、参加者はどれだけいて、そのうちの何人が創業にたどりつけたのか、この辺の概要を教えてください。

- **産業課長**（稲葉信洋君）創業支援事業補助金については、先ほどの起業支援及び空き店舗対策事業補助金の利用者の前提条件になっていて、この創業塾を受講していただいて、さらに最終日にちょっとしたテストがあって、それで合格点を取って初めて起業支援及び空き店舗対策事業補助金にエントリーできる仕組みになっている。創業塾のカリキュラム等については主に5つあって、創業に関する基礎的な知識、ビジネスプランの策定、経理、財務、労務、主に雇用関係、この内容を1日5時間、午前10時から午後4時まで3日間受講していただいている。
- **3番**（四宮和彦君）割と本格的でハードな創業塾だと思う。ビジネススクールも創業塾もそうだが、こういう教育コンテンツ的なことを実施したといっても、創業支援をやりました、活性化を図りましたという取ってつけたようなせりふで話を終わらせるのではなくて、具体的な資料を提示する必要があると思う。そのことによって、伊東市の事業が本当に正当性を持つものであることが裏づけられるので、資料の整理をしっかりとっておいていただきたい。
- **6番**（浅田良弘君）市政報告書197ページ、HIKARIにぎわい演出事業については、もうこれで事業として成立しているのでいいと思うが、YUKATAにぎわい演出事業は、大綱質疑の答弁の中でも、ウェブ等の完全予約制だったのが悪かったことの要因になったのかがはっきりしない。令和3年はまん延防止措置等があって、夏の観光イベントがなかなかできなかったのは承知しているが、気になったのは、浴衣の利用者数が79人。6月1日から9月30日の約3か月で、本当に少ない印象を受けた。いま一度この辺の要因を聞かせてほしい。
- **観光課長**（草嶋耕平君）委員の指摘のとおり、79名というのは非常に少ない利用者数だと考えている。主な要因としては、コロナウイルス対策で2日前までの事前予約制のみの受付としたため、例えば伊東に旅行に来て、この場所でゆかたびを知った方が当日借りることができなかったのが大きかったのが1つ。あとは、期間中に行動制限がかかったことにより、全体として来客数が少なかったところもあるし、夏に浴衣を着て花火を見に行くというのも浴衣を着る動機になるが、花火大会も延期したことが非常に大きかったと認識している。
- **6番**（浅田良弘君）このYUKATAにぎわい演出事業については、今後、形を変えていくのがベストなのかなと思う。議場では旅館関係にこの事業を委託してはどうかという答弁があったが、旅館にゆかたびの事業をやってもらうのもなかなか難しいと思う。私は旅館関係の寝具の事業をしていたが、リースの商品と伊東市がやっている浴衣を区別してお客さんに提供するすみ分けが難しいと思うし、1度使用したものはきれいにしなくてはいけない。化粧浴衣とホテルに貸している一般的な浴衣の料金は全然違うので、その辺も旅館が納得するかという問題もある。その辺は慎重に対応してほしい。まん延防止の行動制限がかかったときで、なかなか

難しかったのは分かった。でも、せっかく事業として展開し、浴衣の日まで設定しているので、ぜひとも継続的な考えでやってほしい。

次に、市政報告書の204ページ、観光宣伝補助事業で、誘客対策促進事業費補助は、補助する事業が前回の倍ぐらい増えている。例として、前年度6事業に対して今回は12事業と倍になっているし、予算等についても前年度に比べて300万円以上。しかも、令和3年は行動制限がかかっていた年度である。補助事業を増やすことが悪いと言っているわけではないが、ここに書いてある事業は3年度に実際に実施されたのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）委員の指摘のとおり、令和2年度の決算額が198万4,000円となっていて、6事業に対して補助をしている。令和3年度は、そこに記載されている事業に対して補助を行っていて、この差については、令和2年度のほうがコロナの影響で様々な取組が中止になったものが多かった。令和3年度の市政報告書に載っているものは実施した事業である。

○**6番**（浅田良弘君）分かった。事業内容には触れないが、補助を出すということは、このような言い方がよいか、悪いかは定かでないが、生きた補助金を出すのか、生きられなかった補助金を出すのかで意味合いがかなり変わるので、これからの補助に対しても、その選出方法、選定方法は慎重にお願いしたい。

市政報告書205ページ、まくら投げプロモーション事業そのものは中止であるが、ルール動画はキャラクターを使用し、配信していると思う。その成果はどうか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）まくら投げプロモーション事業の令和3年度の主な事業内容は、令和2年度にゲームキャラクターのくにおくんシリーズを使ったルール動画を制作しており、令和3年度はそのキャラクターのポスターやリーフレット等を制作している。加えて、これまでポスターや動画で利用していた畠山愛理氏の継続利用費用も含まれる。メディアに対してまくら投げの取組をPRするサイトの併設を併せ、プロモーション事業として実施した。この辺の成果として、まくら投げ大会は毎年2月に開催しているが、一昨年、来られなかった参加者が主であり、大会開催時はメディアに取り上げていただき、伊東温泉のPRはできているが、実際のプロモーションは首都圏の企業、会社の研修でまくら投げを体験していただき、団体旅行の誘致等にプロモーションを有効利用している。

○**6番**（浅田良弘君）分かった。壮大な計画をお持ちのようなので、ぜひまくら投げが起爆剤となって、本市の団体旅行等の啓発につなげ、成果を上げられるよう頑張ってもらいたい。

市政報告書206ページ、ワーケーション推進事業は補正予算でも質問があったが、気になるのはワーケーション推進のためのワンストップ窓口等運營業務に1,500万円支出している点について、実際の窓口業務の開設場所、いつ頃から始めているのか。



- 観光課長**（草嶋耕平君）決算額3,499万6,000円でやっている事業は、大きく分けて3つある。1、ワンストップ窓口業務等運營業務1,500万円は、伊豆高原観光オフィスに委託する中でワーケーションの事業計画の策定、ファムトリップの実施など、2、ワーケーションに特化したサイトリニューアルに499万6,750円、3、ワーケーション推進デジタルマーケティング事業約1,500万円はワーケーションに特化した動画を制作し、配信する。これらの取組により、首都圏の企業等へ本市でのワーケーションのPRをかけたものである。
- 6番**（浅田良弘君）大変分かりやすい説明であるが、このような事業を続け、首都圏の企業にPRを実施してきた等、ワンストップ窓口等運營業務で窓口に入る問合せについて、委託している市として、分析、検証はするのか。
- 観光課長**（草嶋耕平君）ワンストップ窓口運營業務を委託している伊豆高原観光オフィスは本市の伊豆高原観光窓口業務を委託しており、企業からのワーケーションの問合せ等の状況は定期的に報告させている。伊豆高原観光オフィスはワーケーションだけでなく、様々な場面で私たちと連携して、いろいろな事業をしているので、その辺の情報共有は図れている。
- 6番**（浅田良弘君）なぜこの質疑をしたかという、今後ワーケーション事業を市の事業として拡大していく中で、やはり窓口に入ってきた意見や問合せはしっかり把握していかないと、次の段階に進むときに課題や問題点にしっかりと対応する必要性から質疑した。分かった。
- 市政報告書208ページ、商工業振興費、まちなかにぎわい促進事業はR-s h i pに5年ぐらい委託していると思う。本事業をR-s h i pに委託しなければ、まるきり事業の形跡が残らないとなれば、本来このような委託をする際は、SDG sではないが、継続的な事業として対応していかなくてはいけない。このような委託金を出すのは構わないが、R-s h i pも1年ごとにその成果をしっかり把握していると思うので、委託金を少なくしながら、独自でやってほしい旨、そのような委託の仕方をしていかなければ、委託料が切られた段階でうちはやらないとなってしまうのは、それまでやってきた委託事業として果たしてよかったのか、悪かったのか、問題提起されてもおかしくないと思う。同じ事業者に委託するのであれば、継続的な事業としてしっかり推進してもらうのが本来の委託事業の在り方ではないか。特に夏のイベントを含め、私はそう思うが、見解を伺いたい。
- 産業課長**（稲葉信洋君）まちなかにぎわい創出事業は平成30年度からの予算づけとなっているが、当初はR-s h i pではない事業者がファーストガレージを建設した。今の形になったのは令和元年度からで、現在4年目となる。当初の平成30年度決算額は1,400万円で、徐々に減らしてきてはいる。例えば令和2年度予算額は1,200万円であったが、コロナ禍で開催できない等、決算額は1,100万円となった。令和3年度は予算的に1,200万円で承諾いただいたが、天候やコロナの影響で開催できない回も準備でビラをまく等、それなり

に経費もかかっているので、今回は1,130万円で決算した。

今後は1,100万円という金額を継続的に出すのではなく、R-s h i pにも創意工夫願  
い、タライ乗りや祐親まつり等と併せて相乗効果を図るよう取り組んでいるが、開催日数、開  
催方法含め、見直し、改善を図りつつ、最終的には市の委託料がなくても、仮にR-s h i p  
でなくても、NPOや商店街等に自主的にやってもらえるようになればベストと考える。

○委員長（鳥居康子君）10分間ほど休憩する。

午後 3時19分休憩

---

午後 3時29分休憩

○委員長（鳥居康子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○5番（大川勝弘君）決算書217ページ、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会負担金、D  
Cとオリンピックと大河ドラマの件で大きなキャンペーンが入り、コロナで失敗とまでは言わ  
ないが、うまくいかなかったのも事実である。DC等は3年間継続事業でやり、その前のJR  
の重点集客地域を外してまでつけたキャンペーンだったが、これの継続として今後どのように  
運用していくのか。特に駅前駐車場等、残った部分もあるが、整備され、今後どうなっていく  
のか。継続して何かできることがあるのか、お聞きしたい。

○観光課長（草嶋耕平君）静岡県大型観光キャンペーンは本市はもとより、県内各市町から負担  
金を集めている。令和3年度の主な事業内容は、首都圏、主要都市で観光商談会をやっている  
が、コロナでなかなかできなかつたので、観光事業の最新情報を集約したサンプルを作り、旅  
行会社等へ発信した。旅行会社へのセールスも行っており、大型キャンペーンに関するウェブ  
ページの制作、商品を企画するに当たり、アドバイザーの設置、県データ分析のプラットフォ  
ームを設置した。主にこのような事業を行っている旨、協議会から報告を受けている。

○5番（大川勝弘君）せっかくの大型キャンペーン等、予定があつたが、コロナで流れてしまっ  
たので、今後継続できるよう、いろいろな計画を将来に生かしてもらいたい。

決算書215ページの海岸清掃委託料632万4,000円のうち、海岸清掃費526万円、  
廃棄物処分手数料109万1,000円が伊東海岸美化事業であるが、その内容は海岸の砂を  
掘り返し、そのごみを処分するまでの内容と考えてよいか。

○観光課長（草嶋耕平君）海岸清掃費526万円は、年間を通し、伊東オレンジビーチの砂浜清  
掃を業者に委託して実施している。そのほか、海水浴場の開設期間に設置する海水浴客のため  
のごみ箱のごみ回収も含まれている。廃棄物処分手数料109万1,000円は、これとは別  
に海岸漂着物の処分費用である。

○5番（大川勝弘君）聞かせてもらった前提として、全国約1,000か所の海岸のうち、環境

省が水質検査を実施しているのは750か所で、うち伊東オレンジビーチはAプラスだった。ほかは、AA、AAAがついている。水が汚い海水浴場ランキング2022でピックアップされた全国282か所中、低いほうではあるが、伊東オレンジビーチは266位にランクインしており、汚いビーチに認定されてしまった。それを考えれば、上がってきたごみは片づけるが、本市は離岸堤があるため、なかなか循環せず、ごみが滞留してしまう傾向があり、はたから見ても汚く感じてしまうので、今のままの管理料でよいのか。ダイバー等に協力願ひ、なるべく離岸堤より手前のごみは処理できないのか。考え方を伺いたい。

- 観光課長**（草嶋耕平君）海水浴場水質検査は、毎年、海水浴場の開始期間前に行っている。私の記憶では、令和3年度はAAではなく、Aプラスだった。ただ、例年はAAなので、その年により多少違う。海外漂着物の処理は進めている状況であるが、海水浴場開設前にはダイバーズ協会に協力いただき、オレンジビーチの海中清掃も行っている。そういう取組をしても水質が悪くなるので対策は考えなければいけないが、そこまで悪化しているとは認識していない。
- 5番**（大川勝弘君）ランクインしているが、悪化していないと言われてしまうと質疑しづらいが、不名誉なランキングを踏まないよう努力してほしい。私の住む区でもオレンジビーチを背負っているので、地域とも協力しながらぜひ進めてほしい。

続いて、先ほど四宮委員が話していた起業支援及び空き店舗対策事業補助金で1点だけ確認する。ほかの補助金も含め、当市の補助金は風俗営業には基本的に出ないものが多いと思う。商店街のバー、飲み屋、パチンコ屋、ビリヤード、マージャン、ゲームセンター等含めた遊技場には適用できない補助金なのか。

- 産業課長**（稲葉信洋君）起業支援及び空き店舗対策事業補助金は補助対象要件を定めており、その中では暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第1条第2号に指定する暴力団及び同項第6号に規定する暴力団員とかは除外となっているが、業種的な部分はそのままで制限をかけていない。ただ、新規操業される方で委員が言うような業種の操業を希望されている方はいないのが実情である。基本的には申請後、相談する中で、補助金を出すか、出さないかは出てくるが、商店街に開業される際、商店街の代表者がちょっとその業種は勘弁してほしいと思うような業種は断る必要性も出てくるのではないかと。
- 5番**（大川勝弘君）特にまちなかでは、市内在住者で飲みに行く方も多し、観光客も遊びにぶらつく方も多くいるので、湯の花通り辺りは補助率倍の補助金等もあったが、風俗営業は不適用だった。その辺がネックで、飲み屋を開くにも補助金がもらえないとの意見もあり、正直宵町通り周辺に限っては促進したほうがよいのではないかと考える部分もあったので、ぜひそのあたりは検討願ひたい。

最後に、まくら投げプロモーション事業は500万円ついていて、テレビでも取り上げて

らい、1,000万円以上の効果があるようであるが、実際まちの宿泊効果や集客効果は割と乏しく、花火のプロモーション事業にはついていないのに、まくら投げプロモーション事業だけは毎年度500万円ついている。今後、何年ぐらいを目安につけるのか。

○**観光課長**（草嶋耕平君）今現在、何年ぐらいという具体的な計画はないが、まくら投げプロモーションは首都圏企業などの企業研修等、団体旅行の誘客をターゲットにしているので、プロモーションを続けながら、ある程度首都圏の企業等でまくら投げに興味がある企業等が出て、ある程度まくら投げが周知されてきた後は、そこまで費用をかけてプロモーションを継続していく必要もなくなるのではないかと思うが、現在は何年度までとは考えていない。

○**委員長**（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第8款土木費のうち第1項土木管理費第30目生活環境向上対策費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は222ページからになる。発言を許す。

○**3番**（四宮和彦君）土木総務費の訴訟委託料で179万8,100円となっている。訴訟委託料としては、その前の例えば著作人格権のものは33万円しかなかったもので、こちらのものは随分大きい。これは1件の訴訟か、数件の訴訟費用なのか。この辺どういった内容の訴訟だったのか。

○**都市計画課長**（勝亦俊介君）訴訟176万円については1件の訴訟で、弁護士と契約したものである。

○**3番**（四宮和彦君）どんな内容の訴訟なのか。

○**建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）河川占用不許可処分に関わる訴訟費用である。

○**3番**（四宮和彦君）了解した。

道路新設改良費のところで移住定住促進道路整備事業というのがあるが、私あまり理解度がないのかも分からないが、移住定住促進というのとどこを整備するというのが結びつかない。移住定住促進のためにどこの道路をどういうふうに整備しようとしているのか。

○**建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）移住定住の道路の整備をするかというところからであるが、基本的には移住定住に向けた、伊東に来てくださいという中では、道路関係というか、非常に重要なライフラインと考えている中で、南部地区の大きな3分譲地を対象に、パイロット事業というか、令和2年から始めている。その中で、この3分譲地では、空家とか空いている土地がたくさんあるということの中で、そういったところに新たな方々を呼び込むための一助になればいいかという思いがある。その中で、先ほど申し上げたとおり、道路というのは非常に重要なライフラインと考えている中で、3分譲地の今住んでいる方々も、もう少し道路がよ

くなることによって人もくるのではないかという見込みもある中で、この事業としてやらせていただいている。

- **3番**（四宮和彦君）最後にするが、交通対策事業のところで、事項別明細書で243ページ、生活路線バス運行事業補助金、これはずっと継続的にやっている。一部はデマンドタクシーに切り替えたりということで、生活路線バスの路線数自体は過去よりかは少し減ってきていると思う。現在設定されている生活路線バス路線については、どういう運行状況なのかということがよく分からない。路線ごとの平均乗車密度は現状どうなっているかということをお知らせいただきたい。
- **都市計画課長**（勝亦俊介君）令和3年度に補助した系統数は、全部で11系統ある。伊東修善寺線、伊東駅と修善寺駅を結ぶものが1.6、シャボテン公園と伊豆高原を結ぶものが0.7、伊豆高原とシャボテン公園が2.3、池中野と伊豆高原駅を結ぶものが1.8、伊東駅と伊豆高原駅を結ぶ路線が2.4、伊東駅から赤沢海岸を結ぶ路線が3.6、ぐらんぱる公園と赤沢海岸を結ぶものが0.2、伊東駅と蓮着寺口が2.8、伊東駅と宇佐美港が1.5、伊東市役所と宇佐美港が2.5、市民病院と伊豆高原駅が0.9である。
- **3番**（四宮和彦君）そうすると、県の補助金基準をかなり大きく下回っている路線がある。0.7、0.8、0.9。この辺の路線に関しての今後の対策をどうしていくのが課題になる。それは今、八幡野地区はデマンド交通の導入という話も出ているが、この辺の1.0を下回ってしまっている路線については今後どういう対応を考えているか。
- **都市計画課長**（勝亦俊介君）県の補助は平均乗車密度が1.2以上で対象となる。1.0を下回っている路線については、乗客数を増やす以外の対応の方法はないと考えており、またはもう少し便数を減らすなどの方法もあると思うが、現状では具体的な対策案ではない状況である。
- **3番**（四宮和彦君）結局、こういうものは利用されていないのは、0.0とか完全なゼロとかという限りにおいて、例えば始点から終点までの間にちょっとだけ乗っている人がいたりすると、結果的にはそれは1とはカウントされないで、非常に低い数字になってしまう。少なくとも1.2という県の補助基準があるとしたら、それを下回っている路線については、どういう乗車パターンになっているのかということによって、路線をどう設定すべきなのかということも、ちゃんと修正を図っていく必要性もあるのではないかと思う。誰も乗っていない区間が非常に延々続くのだったら、乗っている区間だけ運行すればいい。その辺の対応の仕方をもう少し見直す必要があるのかと思う。その辺は、県の補助基準の1.2というのをしっかりと基準として持った上で、それを上回る、下回るということによって、どういう公共交通対策に持っていくかはしっかりと対応を取っていただきたいと思うので願います。

- **6番**（浅田良弘君）市政報告書の224ページ、子供の移動経路施設整備事業で、この事業は以前あった安心・安全エリアの県の事業かどうか分からないが、この事業で620万円、四辻線歩道整備事業、今回、この整備をした箇所については、要望がされた部分なのか、それとも建設課でここは危険だから直しておこうという判断の下された事業なのか。そこら辺についていかがか。
- **建設部次長兼建設課長**（高田郁雄君）子供の経路という事業名であるが、以前の安心通学路整備事業と同じ内容で事業名が変わったものである。これは今までは児童・学童のみのことであったが、それに未就学児童が加わったということで事業名が変わった。
- 令和3年度に行った四辻線であるが、要望ということに近いかもしれないが、毎年、通学路等を道路点検というのをしている。その中で、その地域、四辻線は、池小学校のPTAの方とか父兄の方から危険箇所だということで抽出をされた箇所になる。要望といえば要望であるが、パトロールで抽出された箇所になる。
- **6番**（浅田良弘君）次に、228ページ、伊東駅周辺地区整備事業、今年の事業概要と見比べて、令和3年度に行った事業で新規というのか、伊東駅前A地区整備計画検討業務委託ということで、ここら辺については、令和3年度を通じてどんな話し合いがされて、今後どのような展開がされるのか。この点についてお知らせ願いたい。
- **都市計画課長**（勝亦俊介君）令和3年度については、伊東駅前A地区整備計画検討業務委託として、駅前広場の設計と、2街区の再開発に向けて検討を行った。設計については、今年度については、概略設計をまとめるために検討委員会の中で部会を設けて設計作業を進めているところである。今年度末までには概略設計をまとめたいと考えている。2街区については、希望されるディベロッパーの方がいるが、現状では具体的なところが進んでいないところで、引き続き検討を進めていきたいと考えている。
- **6番**（浅田良弘君）もちろんA地区の整備に関わっては近隣の方々に説明していると思うが、私が聞くところでは、工事について進めてほしいという方もいれば、今はレトロ的なこともメディア等で出されているので、皆さんの意見をもう一度聞き直してほしいという意見もある。今回の事業を展開するに当たって、そういう意見はしっかり把握して説明しているのか。
- **都市計画課長**（勝亦俊介君）伊東駅周辺地区整備事業については、地元のまちづくり協議会の意見を伺いながら進めている経緯もあり、近隣の方に意見を伺いながら進めている認識である。ただ、今、現状が駅前広場の設計をまとめるという関係で、関係する地権者の了解をいただいた上で周辺の方に説明する手順で考えているので、現状では周辺の意見は伺っていない状況である。
- **6番**（浅田良弘君）この事業に関してアレルギーを持っている方もいれば、逆にどんどん進め

てほしいという方もいる。その辺の意見をしっかりとまとめて、最終的に工事にかかるときに、工事にかかるしっかりとした理由を近隣の方々に説明して理解を求めていただきたい。

○1番（佐藤 周君）1点だけ。報告書の230ページ、地域公共交通活性化事業の中で交通系ICカード決済システム、これは大綱質疑をした内容で、この補助事業を行ったことによって、今の路線バスには全部機器がついたということでよいか。ICカードで乗って降りるということは、バスに乗った人がどこで乗って、どこで降りたかが全部把握できるビッグデータになる。そのデータの持ち主はバス会社なのかもしれないが、そうすると、その上にある地域公共交通活性化事業への展開とか、先ほど四宮委員が質疑した交通対策事業の11路線の評価などにも使えると思うが、その辺は取扱いも含めてどうなのか。

○都市計画課長（勝亦俊介君）伊東市内では現在39台バスを所有しており、39台全てに機器を取りつけている。データについては、まさしく今、どういうふうに扱うか検討が必要と考えていて、まずICカードのデータ自体に個人情報が含まれているということで、今すぐ使える状況ではない。現状の動きとしては、県が中心になっている東伊豆・中伊豆地域公共交通活性化協議会があるが、その中でICカードのデータをどうやって活用していくかを検討している状況である。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。

次に、第11款災害復旧費について質疑を行う。事項別明細書は290ページからになる。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）報告書277ページに記してある2つの事業については、まだ完了していないと理解していいのか。また、2事業とも完了はいつ頃になるのか。

○産業課長（稲葉信洋君）市政報告書277ページの上段の部分については、令和2年度から3年度への繰越事業で、ここの部分についてはここで1度決算して完了した。

下の部分については、この災害自体は令和元年度に発生して、元年度に予算を補正で組んで、元年度にできなくて2年度に繰越明許で、2年度もできなくて、2年度から3年度は事故繰越しで、それが上の部分である。繰越し、事故繰越しということで、もうそれ以上は延ばせないということで、また改めて3年度に補正予算を組んで、3年度も全てができない状態で、今、繰越明許で4年度に事業費が送られている状況である。

現在の実際の状況としては、八幡野漁港の第1堤防、港から見ると奥の堤防の根元の部分の消波ブロックが台風で破壊、流出している状態で、作業としては、市の単独事業で破壊されて海の中に沈んでいる消波ブロックを回収するのと、国庫の補助金を使って新たに消波ブロック

を29個設置する、その2つの作業になる。消波ブロックを回収するには、クレーンがついている台船を使って作業するが、ダイバーが潜って回収するものにワイヤーをくくりつけるということで、かなり波が落ち着いている条件でないとできないということで今に至っている。今年になって2日間作業できたということで、現在は消波ブロックを29個据え付ける作業のうち17個据え付けができた。

今の予定としては、あと1日作業ができれば完了するということだが、今の工期が9月末まで、台風前には全て完了しないということで、工期を年内、12月末まで延長する。その間に全てを完了させたいと思い、今、契約変更等の作業準備をしている。

○6番（浅田良弘君）承知した。自然の脅威と闘いながらの作業ということで、台風等もこれからどのぐらい来るか分からないので、できる限り安全な体制で作業していただきたい。

○委員長（鳥居康子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鳥居康子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第5号歳出中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鳥居康子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（鳥居康子君）以上で日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（鳥居康子君）これにて常任観光建設委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和4年9月15日（木）午後 4時 5分閉会（会議時間4時間37分）

---

以上の記録を認める。

令和4年9月15日

委員長 鳥居 康子